

平成30年度決算特別委員会会議録

令和元年9月20日(金)

(開会) 10:00

(閉会) 16:15

○委員長

ただいまから、平成30年度決算特別委員会を開会いたします。「認定第1号 平成30年度飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。昨日に引き続き、第3款、民生費から第4款、衛生費について、112ページから139ページまでの質疑を許します。

まず、質疑事項一覧表以外の質疑について、昨日保留をしておりました平成30年度決算特別委員会提出資料111ページ、ごみ収集業務委託状況調べについて、執行部の答弁を求めます。

○環境対策課長

昨日は報告が遅くなりまして申しわけありませんでした。資料111ページにつきまして、ごみ収集量が増加していますイブキアメニティサービス、ファミリーエムケイ及びかいた環境開発工業につきましては、平成30年度に直営から民間にそれぞれ1台分ずつ委託したところで、収集量はイブキアメニティサービスが1.35倍、ファミリーエムケイが1.95倍、かいた環境開発工業が穎田地区部分を含めて1.52倍となっています。委託料につきましては、世帯数や車両にかかる経費から算出するため、ごみ処理量の増加率とは異なってまいります。委託料につきましては、イブキアメニティサービスが平成29年度、6291万7560円から平成30年度が8777万1600円で2485万4040円増、1.39倍、そのうち新規委託料は2466万720円となっております。ファミリーエムケイにつきましては、平成29年度5385万2040円から平成30年度が7447万6800円で2062万4760円増、1.38倍、そのうち新規委託料は1998万6480円となっています。かいた環境開発工業につきましては、平成29年度が4550万6880円から平成30年度が6435万7200円で1885万3200円増、1.41倍で、そのうち新規委託料は1933万920円となっております。

○川上委員

その分割は何に基づいて、どこで決めたかお尋ねします。

○環境対策課長

業者の決定ですが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、いわゆる廃掃法におきまして、一般廃棄物の収集運搬業務の委託につきましては、第6条の2第2項及び同施行令第4条第1号におきまして、受託者が受託業務を遂行するに足る施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であることとなっており、既存のごみ収集業務の受託業者で組織し、法人格を有している飯塚清掃事業協同組合に対して推薦依頼を行い、当該3事業の回答をいただき、決定したところでございます。

○川上委員

その推薦理由は。

○環境対策課長

新規委託エリアに対応できる事業者が推薦されたと聞いております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(なし)

質疑はないようですから、第3款、民生費及び第4款、衛生費についての質疑を終結いたし

ます。

次に、第5款、労働費から第8款、土木費について、139ページから162ページまでの質疑を許します。まず、質疑事項一覧表に記載されております140ページ、農業委員会費、農地台帳の整備状況について、吉田委員の質疑を許します。

○吉田委員

それでは140ページ、第6款、農業水産費、1項、農業費の農地台帳の整備状況についてお尋ねいたします。農地法第52条の2、農地台帳の整備が規定されておりますが、本市におけます農地台帳の整備状況について、どのようになっているのかをお願いします。

○農業委員会事務局長

本市におけます農地台帳の整備状況についてお答えいたします。質問委員の言われますとおり、農地法第52条の2により農地台帳の整備が規定されており、農地法施行規則第102条により、農地台帳は年1回以上、固定資産税台帳及び住民基本台帳との照合を行うこととされております。本市におきましては、農地情報管理システムにより農地台帳を管理しております。毎年、保守点検業務委託によりこの照合を行い、適正に農地台帳の整備を行っております。

○吉田委員

次に、農地台帳の情報に関する公開についてお尋ねしています。農地台帳及び農地に関する地図の公表が規定されておりますが、具体的にはどのような方法で公表をしていますか。また、その公開の内容についてお示してください。

○農業委員会事務局長

農地情報の公開方法とその内容についてお答えいたします。農地情報の公開につきましては、平成27年4月1日より農地法第52条の3におきまして、農地に関する情報の活用の推進を図るため、農地台帳に記載された事項、これは公表することが適当でないとするものを除いたものです。及び農地に関する地図をインターネットの利用その他の方法により公表するものと規定されております。その公表方法としましては、平成27年4月から農地情報公開システム、通称、全国農地ナビと呼ばれておるものですが、整備主体は全国農業委員会ネットワーク機構になりますけれども、国が整備しまして、インターネットにおいて農地情報の公開が開始されました。公開内容につきましては、土地の所在、地番、地目、面積、農振法の区分、都市計画法の地域区分、所有者の農地に関する意向、賃借権等の権利の種類と存続期間、遊休農地の判断などでございます。

○吉田委員

ただいまの説明の中で、国が整備し推進する農地情報の公開システム、通称、全国農地ナビですね。担い手の農地集積、集約化を進めるため、全国の農業委員会が整備していて、農地情報に基づく農地情報を電子化、地図化して公開する全国統一的なクラウドシステムとして提供されているものであります。経営規模の拡大や新規参入を希望する農地の受け手など、インターネットを利用してだれでもいつでも無料で農地をさまざまな条件で探すことができ、筆ごとの詳細な情報も閲覧できるものであります。本市における農地情報公開システムの運用状況についてお示してください。

○農業委員会事務局長

国が整備し、推進します農地情報公開システムの運用状況につきましてお答えいたします。平成27年4月から農地情報の公開が規定されたことに伴いまして、農地情報公開システム整備事業が新設され、平成27年4月から稼働が開始されました。本市におきましても、同システムへの農地情報のデータ移行は完了しておりまして、このシステムによる農地情報の検索は可能となっております。

○吉田委員

国が推進しています農地情報公開システムの活用には、農地等の利用の最適化、さらなる推

進という観点からも、大変期待できるところであろうかと考えます。このシステムの全国的な運用状況と利点について、または課題について教えてください。

○農業委員会事務局長

まず、全国の農業委員会等におけます運用状況についてお答えいたします。平成29年10月時点におけます農林水産省の調査では、全国1737の農業委員会等のうち、平成29年度中には全体の93%となる1617件がデータ移行を完了すると示されております。しかしながら、その後の平成31年3月時点におけます調査では、当初のデータ移行後、最新情報を反映させるための更新作業を1回以上行った農業委員会は、本市を含みまして619にとどまり、全体の約38%と低位な水準となっておりますことが出ております。これは、サービス開始時における初期の農地情報はシステムに反映されておりますが、多くの農業委員会ではその後の更新がなされず、最新の情報が反映されていないものと考えられます。続きまして、このシステムの利点につきましてご説明いたします。このシステムは、インターネットを利用して、誰でもいつでも、無料で農地情報を閲覧できます。また閲覧は地図をベースとしているため、農地の分布状況を容易に把握でき、農地の集積などをイメージしやすくなっておりますので、経営規模の拡大や新規参入を希望する農地の受け手が行います農地集積集約化に大いに有効であると考えられます。一方で課題としましては、農地の過去の履歴が確認できないことがあり、実際の事務をとり行うには適応できていない部分もございます。具体的には、農地転用時などが過去の履歴を確認する必要がありますが、このシステムでは、現在のところ、過去の履歴データを持たないため、確認ができません。そのため、本市を含む多くの農業委員会では、これまでの自前のシステムにて運用を行いながら、このシステム完了も行わなければならない二重の負担が生じている状態であると考えられます。

○吉田委員

課題としましては、なかなかデータ更新が進んでいないのと、また、全国的に更新もされていないところがあるということで、私も経営規模拡大するに当たって農地ナビというのがあるということで、ご相談受けて、実際に運用されて使ってみた方からのご意見を聞いてみると、やはり使いものにならない。私も実際に見てわかるんですけど、それがまだ詳細には表示できていないというのが現状だと思います。農地情報システム更改の整備主体である全国農業委員会ネットワーク機構、全国農業会議所における今後の対策についてはどのようなになっているか、わかる範囲でお答えください。

○農業委員会事務局長

このシステムの整備主体であります全国農業委員会ネットワーク機構におけます今後の対策についてご説明いたします。全国農業委員会ネットワーク機構では、先ほどご説明いたしました課題に対しますシステム改修費の予算要求やSE派遣等の現地サポート支援、データ更新入力作業に伴う人件費を機構集積支援事業の補助対象とするなどを検討しているとのことでございます。私ども農業委員会としまして、このシステムがより活用しやすいものとなりますよう、会議の場などにおきまして、機会あるたびに要望を行ってまいりたいと考えております。

○吉田委員

このシステムは全国一元的なシステムであり、農地情報とあわせまして水路や農道の情報連携を可能とすれば、利用者の皆様にとっても大変便利なものとなり、担い手への農地集積集約化、さらなる推進につながるものではないかと考えております。そのためにも、このシステム改善には、各農業委員会から福岡県農業会議所を通じ、システム整備主体であります全国農業委員会ネットワーク、全国農業会議所に対しまして、積極的に改善点につきましては、継続的にご提案いただくことを要望しまして、この質問を終わります。

○委員長

次に、142ページ、農業振興費、その他の農業振興費について、鳥獣被害対策実施隊員報

酬、有害鳥獣駆除対策事業費について、奥山委員の質疑を許します。

○奥山委員

142ページ、農業振興費、その中の有害鳥獣関係についてお伺いをしています。まず、有害鳥獣被害対策実施隊員報酬の内容についてお伺いいたします。

○農林振興課長

本市におけます鳥獣による被害防止施策を効率的に推進するため、飯塚市鳥獣被害対策実施隊を設置いたしております。本市が有害鳥獣捕獲の従事者証を発行しております有害鳥獣捕獲員のうち、市長の委嘱により鳥獣被害対策実施隊員として活動いただいております。本市からの要請により活動をいただいた実績に対しまして、日額2千円の報酬を実施隊員の方々にお支払いをいたしております。

○奥山委員

次に、鳥獣被害対策実施隊員について、隊員数、平均年齢、活動実績についてお尋ねいたします。

○農林振興課長

平成30年度の鳥獣被害対策実施隊員数は20名になっております。平均年齢につきましては、平成30年4月1日現在で69.3歳となっております。活動実績といたしましては延べ282日の鳥獣駆除活動を行っていただいております。実施隊員報酬額としましては、66万7500円をお支払いいたしております。

○奥山委員

今、年齢については平成30年4月1日で69.3歳と。1年たっていますからもう70.3歳ということで、大変高齢になってあるかというふうに思います。行政の方も3人ぐらいで担当してあると思いますけども、毎回一緒にこの実施隊員の方と一緒にいかれてご苦労をおかけしておりますけども、よろしくお願ひいたします。次に、飯塚市として、鳥獣被害対策として活動した際に、日額2千円を支払っているところですけども、安いように感じますが、その点いかがでしょうか。

○農林振興課長

近隣自治体との状況で申し上げますと、まず嘉麻市では、平成30年度報酬額は1回5千円の、年間の上限回数が5回となっております。次に、桂川町でございますが、時間単価が1100円で、1日2時間が活動の上限のため、日額の上限としましては2200円となっております。月額においては2万2千円が上限として設定をされております。本市につきましては、日額2千円ではありますが、月間及び年間における活動回数に制限は設けておりませんので、嘉麻市、桂川町と比較しましても、日額については安くはないものと考えております。

○奥山委員

各市町もちょっと低いのかなというふうに思いますけど、次に、有害鳥獣の被害については、鳥獣被害対策実施隊員の存在なしでは対応できないというふうに思いますけども、今後とも積極的に実施隊員の確保に努めていただきたいと思います。次に、有害鳥獣駆除対策事業費についてお尋ねいたします。この事業費はどのようなものになるのかお尋ねします。

○農林振興課長

有害鳥獣であるイノシシ及びシカによる鳥獣被害を防止するために、本市が従事者証を交付いたしております有害鳥獣駆除を行う有害鳥獣捕獲員を交付対象としまして、補助金を交付する事業となっております。毎年4月から10月の駆除期間中に駆除されましたイノシシ及びシカの数に対しまして、1頭当たり7千円を上限に、有害駆除対策事業費補助金として駆除報奨金を交付いたしております。あわせまして、各有害鳥獣捕獲員に対して、狩猟に係る損害保険料の2分の1とあわせまして、諸経費としまして一律5千円の補助をさせていただいております。

○奥山委員

1頭当たり7千円ということで、それからあと諸経費一律5千円ということでしたけども、毎回毎回、現地に赴いたときに捕獲できると限らないということも多いかと思えますので、なかなか厳しいものかなというふうに思います。次に、有害鳥獣駆除対策事業費による補助の実績についてお伺いいたします。

○農林振興課長

平成30年度の捕獲頭数実績としましては、イノシシが828頭、シカが252頭の合計で1080頭、補助実績額につきましては747万6540円となっております。補助実績額の内訳といたしましては、駆除報奨金が702万3240円、保険料の2分の1及び諸経費の合計が45万3300円となっております。

○奥山委員

次に、有害鳥獣広域捕獲対策費補助金が27万4400円、決算ありますけども、この事業はどのような内容の事業なのかお答えをお願いします。

○農林振興課長

当該事業につきましては、野生鳥獣による農林水産物被害の軽減を目的として、有害鳥獣の捕獲及び特定鳥獣の数の調整のための捕獲を行った有害鳥獣捕獲員に対して補助金を交付する事業となっております。その財源全額を県費補助としておりまして、福岡県の鳥獣被害対策強化事業費補助金交付要綱に基づき算出されました額を、有害鳥獣捕獲の活動実績に応じて、有害鳥獣捕獲員に交付しておるところでございます。

○奥山委員

次に、有害鳥獣広域捕獲対策費補助金による補助の実績についてお尋ねいたします。

○農林振興課長

平成30年度は福岡県より鳥獣被害対策強化事業費補助金として27万4400円の交付決定がございました。その同額を飯塚市有害鳥獣広域捕獲対策費補助金として、活動実績のありました35名の有害鳥獣捕獲員の方の活動日数に応じて交付をさせていただいております。

○奥山委員

最後になりますけれども、嘉飯桂地区鳥獣被害防止対策協議会負担金というのはどのようなものなのかお尋ねいたします。

○農林振興課長

鳥獣による農林業に係る被害防止のための施策を広域的に、効果的に推進するために、飯塚市、嘉麻市、桂川町の各自治体やJA、森林組合、農業共済組合などで組織をしております。嘉飯桂地区鳥獣被害防止対策協議会への負担金となります。歳出につきましては、面積や人口などを鑑みて算出されております負担金の額は、平成30年度の実績としましては10万円となっております。駆除活動費などに充てられておるところでございます。

○奥山委員

これ質問ではありませんけれども、話を以前伺ったときに、この活動員、今20名ということで、当然昼間の時間帯が多いかと思えますけども、年齢も70歳ということで大変ご苦労されているというふうに思います。それに伴って担当の方も3人いらっしゃるということで、毎回担当の方がその活動員と一緒に現地の方に赴いて箱罠であるとか、いろんなものを設置してあるというふうに聞いています。それから、最近では山だけではなくて住宅街にも出没をしております。当然、住民の方が警察のほうに通報される。その通報が担当の方に連絡が行く。それが24時間、夜中1時でも2時でも3時でも、警察から通報があれば必ず行かなくちゃいけないと。当然そこで捕獲できることはないと思えますけども、それだけの年間365日、24時間大変ご苦労されておりますけれども、先ほども冒頭ありましたように、70歳という年齢の方が多くなっておりますから、今後さらにまたふやしていただくということと、行政の

皆様のご苦勞に報いていただければというふうに思いますので、提案といいますか、若い方をどしどし入れていただければというふうに思います。

○委員長

次に、144ページ、農業土木費、大牟田ため池各所改良工事について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

144ページ、農業費、農業土木費、大牟田ため池各所改良工事についてです。追加資料の113ページに資料があります。潤野大牟田ため池でどんな工事をしたか、幾らかかったかお尋ねします。

○農業土木課長

平成30年度の大牟田ため池の工事はピットの設置を行っております。ピットといいますのは、土砂をためて、たまった土砂のしゅんせつ作業を容易にするための施設でございます。決算書144ページ、農業土木費、各所改良工事費、2161万800円の一部で、金額は127万9800円でございます。

○川上委員

土砂がたまる要因に株式会社サカヒラの事業所からの排水が含まれると判断しているか。

○農業土木課長

土砂がたまる原因といたしまして、本ため池に流入する流域面積は7万9千平方メートルで、数多くの住居があり、その雑排水や道路表面排水等が側溝を通じ流れ込んでいる状態にあり、一概には言えないと思っております。

○委員長

川上委員、残り時間が5分を切っておりますので、よろしく申し上げます。

○川上委員

含まれると判断するかと。

○農業土木課長

その流域の中には事業者も含まれておりますので、少なからず入っている可能性はあるとは思いますが、一概に入っているとは言いにくいと思っております。

○川上委員

含まれないという判断ですか。

○農業土木課長

含まれないと思っております。流域には含まれておるということで、当然土砂も入ってくる可能性はあると思っております。

○川上委員

一概には言えないってどういう意味ですか。

○農業土木課長

ため池に土砂が流入してくるのは、側溝等から入ってきておりますので、その大もとまでの調査は行っておりませんので、そういうふうな回答になっております。（発言する者あり）ため池に直接放流されているわけではございません。ですので、近隣の側溝から入ってくるということでございますので、そういうふうな答弁をさせていただいております。

○川上委員

ここで資料要求をしたいので、委員長において取り計らいをお願いいたします。求めたい資料は、産廃破碎施設増設に関する株式会社サカヒラの県条例による指定地域の指定に関する飯塚市長の意見書であります。お願いします。

○委員長

執行部にお尋ねいたします。ただいま川上委員から要求のあっております資料は、本委員会

開催中に提出できますでしょうか。

○環境整備課長

提出することは可能です。

○委員長

お諮りいたします。ただいま川上委員から要求のありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、執行部の資料の提出を求めます。どのくらいかかりそうですか、資料。

暫時休憩いたします。

休憩 10 : 29

再開 10 : 30

委員会を再開いたします。

資料が準備できるまで、ただいまの川上委員の質疑は保留して、次に移っていきたいと思います。続きまして、147ページ、商工業振興費、新規創業者等支援事業について(中心市街地)、土居委員の質疑を許します。

○土居委員

147ページ、商工業振興費におけます新規創業者等支援事業についてお尋ねします。まず、この事業の概要についてお知らせください。

○商工観光課長

中心市街地の空き店舗に新規創業者や出店希望者などが出店するための経費について、飯塚商工会議所を通じ、商店街連合会への加盟等を条件に上限50万円の補助支援等を行う事業でございます。

○土居委員

では、この事業の支援エリアが中心市街地のみという理由についてお尋ねします。

○商工観光課長

本市におきましては、平成24年3月に中心市街地活性化基本計画を策定しまして、平成24年度から平成28年度までの5カ年間で各種活性化事業を実施してきました。そのときから、空き店舗対策を実施しておりましたので、飯塚商工会議所エリアで、特に中心商店街への支援事業として引き続き実施しておるものでございます。

○土居委員

それでは、本事業の効果についてはどのようにお考えかお示してください。

○商工観光課長

まずは、中心市街地にある商店街の空き店舗を知っていただくこと及び商店街での出店の予行演習としまして、お試し出店ということも行っております。創業希望者が商店街に興味を持つとともに、出店への意欲を促進させることができたと考えております。引き続き、飯塚商工会議所と連携をしながら、効果的に事業を推進したいというふうに考えております。

○土居委員

それでは、例えば筑穂地区等で出店したい場合は、この補助金等は活用することはできるのでしょうか。

○商工観光課長

この事業の実施主体は飯塚商工会議所でございます。筑穂地区は、飯塚市商工会のエリアとなっておりますので、飯塚商工会議所からの補助金は難しいというふうに考えております。

○土居委員

中心市街地活性化からの流れとして、飯塚商工会議所が実施している事業を支援していると

いう事業内容はわかりました。しかし、コンパクトシティの施策から中心市街地だけに特化しているものも理解できますが、創業希望者が出店を考えているのは中心市街地だけに限ったものではないかと思えます。飯塚市商工会と連携を進めながら、筑穂地区や庄内地区、あるいは潁田地区で出店したいという希望をしている人に対して、何かしら後押ししていただけるような支援策の検討をしていただくことを要望しまして、私の質問を終わります。

○委員長

次に、147ページ、商工業振興費、企業立地促進補助金について、奥山委員の質疑を許します。

○奥山委員

続きまして、147ページ、企業立地促進補助金についてお伺いいたします。まず最初に、企業立地促進補助金とはどのような補助金なのか、また内容や交付金の種類、交付状況についてお尋ねいたします。

○産学振興課長

企業立地促進補助金は、飯塚市企業立地促進補助金交付要綱に基づき、産業の集積と活性化、市民の皆様の雇用機会の拡大を図ることを目的に、市内に進出する企業または事業所を移設もしくは増設しようとする企業に交付する補助金でございます。交付金の種類は、投下固定資産、不動産取得税の一定割合の補助及び市内居住者の雇用に対する補助があり、例えば、鯉田工業団地第1区画に進出されます中村精工株式会社の場合、3千万円を上限として、第1区画の購入費、建物の工事費及び機械設備等の設置費の合計を投下固定資産額として、その4%を1年目に補助、2年目から5年目まで上限1500万円として2%を補助いたします。また、2千万円を上限に不動産取得税相当額を補助するとともに、雇用されます従業員につきまして、本市に住所を有し、雇用保険に加入した者を5人以上雇用した場合、上限1千万円として6人目から1人当たり50万円を交付いたします。交付の条件につきましては、事業所の新設、増設または移設すること、投下固定資産総額が3千万円以上であること、本市に住所を有する従業員を5人以上雇用すること、土地を取得する場合は土地取得から2年以内に操業開始することなどが必要となります。以上が概略の説明となりますが、交付に当たりましては、新設、移設等の区分に応じて、さらに細かな規定を設けているところでございます。

○奥山委員

今お伺いしますと、3千万円を上限としてということで、2年目から5年目までは1500万円、これ合計すると9千万円になりますですかね。それとあと雇用については最低5人以上ということで、6人目からは1人当たり50万円というようなことがありますけども、もっともっと従業員、雇用の機会ということであれば、5人以上の条件をつけられてみてはいかがかなというふうに思います。

次に、対象となる業種については何でもいいのかどうかお伺いいたします。

○産学振興課長

補助金交付要綱第2条の規定に基づき、指定産業のほうを定めております。指定産業につきましては、日本標準産業分類における製造業のほか、情報サービス業、道路貨物運送業、卸売業、固定通信を運用しております固定電気通信業、NTT関連企業などがこれに該当いたします。また携帯電話などの移動電気通信業、こん包業、理工系の研究所などの自然科学研究所を指定しております。

○奥山委員

結構大きな企業が参入しないといけないのかなと思いますけども、飯塚市という土地柄、もっといろんな守備範囲広げた企業も、この補助金の対象になるようにできればというふうに思います。次に、これだけ多くの補助金を出しておりますけども、補助金の交付条件として、何年以上そこで操業しなきゃいけないというような規定があるのかどうかお伺いします。

○産学振興課長

補助金交付におきましては、事前に事業計画書や企業の定款などの提出を受け、事業内容や経営状況などを確認しております。また、誘致におきましては、進出企業に市内に定着いただきたいとのことで取り組んでおります。補助金交付要綱には、何年以上操業しなければならないとの規定はございませんが、進出企業との不動産売買契約書におきまして、土地につきましては10年間の進出した企業の企業活動以外の用途に使用してはならないとの規定を設けておりますので、少なくとも10年間は継続した事業活動を行う必要がございます。

○奥山委員

当然雇用も発生していますから、10年と言わずに営業していただきたいというふうに思います。

次に、補助金を交付するメリットについてお伺いいたします。

○産学振興課長

本事業は、企業誘致活動として取り組んでおります。また市内の企業に対しましても、事業拡大や事業継続を支援する目的を持っております。補助金交付のメリットにつきましては、雇用の創出と確保、進出企業と地場企業の連携、いわゆる産業の集積による地域経済への波及効果、将来にわたる固定資産税収の確保、さらに、働く場の確保という点から、市内大学生の地元定着や定住促進につながるものと考えております。

○奥山委員

今ちょっとここで一つお伺いしますが、固定資産税の税収の確保ということでしたが、法人税については含まれているかどうかというのをお尋ねいたします。

○産学振興課長

法人市民税のほうも含まれております。

○奥山委員

最後になりますけれども、平成30年度の決算の内訳についてお伺いいたします。

○産学振興課長

平成30年度企業立地促進補助金8644万8千円の内訳につきましては、交付企業が7者、そのうち6者が5年以内に市内に進出した企業でございますが、交付内容は、土地や建物、設備等の固定資産にかかわる補助金が7544万9千円、不動産取得税に係る補助金が259万9千円、市内企業の増設、もともと企業誘致により市内に工場を立地した企業でございますが、この増設された企業の工場増設に伴います新規雇用33人に対する補助金、増設となりますので、6人目から1人当たり30万円、28人分で計840万円となっております。

○委員長

次に、先ほど川上委員より要求のありました資料の準備ができておりますので、事務局に配付をさせます。

暫時休憩いたします。

休憩 10 : 41

再開 10 : 50

委員会を再開いたします。

川上委員、この資料で大丈夫ですか。

○川上委員

資料が2枚提出されております。別紙と書いてあるほうですけども、求められた意見に関連して書いた第2項がありますけれども、ここで、お願いしますとして6項目あります。この⑤に、このため池に関するものがあります。その部分紹介して、どういうつもりで書き込んでもらったのかお尋ねをします。

○農業土木課長

農業土木課の意見ですけれども、施工時及び完成後においても、周辺農業施設を破壊させたり、土砂を流入させたりしないようにしてください。また、施設下流にため池が位置しますので、排水の水質等は配慮をお願いしますという回答でございます。この意見につきましては、今回増設に伴う意見を述べたものでございます。今回、理由としましては、意見の回答につきまして、今回は増設に関しまして、近隣に施設がある場合に意見書の内容にて注意をお願いするものでございます。なお、事業者は場内に4カ所の沈砂池等を用意しており、沈砂池の機能を果たしているようでした。農業土木課としては、そういうことから今回の増設箇所から流入があるかどうかはちょっと把握しておりません。

○川上委員

後段のほうはえらく事業所をかばうような内容でしたけれども、因果関係は認められたということで確認します。質問終わります。

○委員長

次に、148ページ、商工業振興費、地域企業魅力発見事業の対象拡大について（高校生）、土居委員の質疑を許します。

○土居委員

148ページ、商工業振興費、地域企業魅力発見事業の対象拡大についてお尋ねします。まず事業の概要についてお尋ねします。

○産学振興課長

本事業は、地場中小企業の魅力を発信する広報活動を行うとともに、合同会社説明会を開催し、企業と求職者、主に大学生とのマッチングを図るもので、地域への人材定着と企業の人材確保を目的に取り組んでおります。平成30年度は、株式会社NOTEに委託をいたしまして、広報紙を制作するとともに、飯塚市役所及び立岩交流センターで計2回の合同会社説明会を開催し、参加企業数41者、参加学生数100名、面談件数287件となっております。

○土居委員

では、事業の成果についてですが、どのくらいの就職につながったのかお示してください。

○産学振興課長

2回の合同会社説明会によりまして、3名が説明会参加企業に就職をしております。また、広報紙を各4千部、計8千部製作し、市内3大学及び県内44の大学、短期大学、106の専門学校に配布するなど広報活動を行っており、県内の大学生、専門学校生が地場企業を知る機会づくりを図れたと考えております。

○土居委員

昨年度は3名の就職者ということですが、今後はどのような工夫、改善を考えておられるのかお示してください。

○産学振興課長

本事業は平成20年から実施しておりますが、就職者数は年度ごとの平均で3.0人であり、最大でも28年度、29年度がそれぞれ5名という状況で、ご指摘のとおり費用対効果を含め、事業の成果は十分とは言えない状況でございます。就職活動の状況が売り手市場となっている現状から見ましても、自治体単独で実施しつつ、多くの地元雇用を生み出すことは非常に難しいと考えております。そのようなことから、今年度につきましては、つなぐカフェ@飯塚を活用いたしまして、大学生や求職者に対するセミナーを開催しながら、国や県、関係機関との連携のもと、事業を実施することを検討いたしまして、厚生労働省の地域雇用活性化推進事業、厚生労働省から委託を受け、事業費を同省から負担いただく事業となりますが、この事業を活用いたしまして、市内の大学との連携をさらに強化しながら、大学4年生の説明会、面接会を開催することとしております。

○土居委員

高校生の対象拡大についてはどのようにお考えでしょうか。

○産学振興課長

市内には4つの特色ある高等学校がございます。それぞれの高等学校におきまして、キャリア教育やインターンシップ事業などに組み込まれております。私ども産学振興課としましては、高等学校との連携を強化し、市内大学への進学や地元企業への就職を促進したいと考えておりまして、小中高大、小学校、中学校、高校、大学の代表者の皆様と市長との意見交換会や、飯塚高等学校と地元企業とのインターンシップ事業などを実施しております。高校生の地元企業の就職につきましては、福岡県高等学校卒業者就職問題連絡協議会の申し合わせによりまして、応募推薦のあり方などが定められており、慎重な対応も必要となりますが、今年度につきましては、就職希望の生徒が事前に職業や職場への理解を深め、適切な職業選択と事前の理解不足による就職後の早期離職の防止を図る観点から、企業経営者から直接、お話を伺うような場を含む企業訪問事業を実施したいと考えております。

○委員長

次に、148ページ、商工業振興費、地域企業魅力発見事業委託費について、奥山委員の質疑を許します。

○奥山委員

同じようになりますけれども、私のほうからはUターン人材についてお尋ねをいたします。IT企業の誘致なども行っているとのことですが、昨年度は東京からこの説明会に参加された方は何人か、また3名が就職されておりますけれども、それも東京の方が、Uターンの方が含まれておるかどうかお尋ねいたします。

○産学振興課長

説明会でございます。東京からの説明会参加者につきましては把握はできておりません。就職者3名につきましては、いずれも飯塚市内在住の大学生となります。

○奥山委員

次に、Uターン人材の確保という点では大変厳しい結果になっております。東京で行われておる福岡県の企業説明会に飯塚市のこの企業、パンフレット等を持って行かれているというふうに思いますが、なかなか厳しいのかなど。飯塚市は今、移住定住に力を入れているということで補正予算にも関連経費を計上しておりますけれども、移住定住について、雇用面から今後どのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

○産学振興課長

労働力人口の減少が予測される中、雇用におきまして、都市圏からの人材確保は重要な取り組みであると認識しております。移住定住につきましても、若い世代の方は働く場所のない中での市内居住は難しいとも考えております。このようなことから、都市圏の企業誘致に積極的に取り組んでいるところでございますが、今年度につきましては、厚生労働省の地域雇用活性化推進事業を活用いたしまして、福岡県東京事務所との連携を図りながら、飯塚市、筑豊地区出身者や、大学から協力が得られるようであれば、市内3大学の卒業生を対象としまして、Uターン人材確保に向けた相談会を東京で開催することとしております。このような取り組みを効果的に実施し、移住定住の促進に雇用面から取り組んでまいりたいと考えております。

○委員長

次に、149ページ、商工業振興費、販路開拓支援事業の詳細と成果について、土居委員の質疑を許します。

○土居委員

149ページ、商工業振興費、販路開拓支援事業の詳細と成果についてお尋ねします。まず事業内容と申請、また採択件数についてお尋ねします。

○産学振興課長

本事業は、飯塚市販路開拓支援補助金交付要綱に基づきまして、新規性、独創性、市場性があり、実現可能性があると思われる計画を有しながら、販路に課題を抱える市内の中小企業者に対して、その販路開拓に要する経費の一部を補助することによって、新市場への参入及び事業拡大を支援し、地域産業の振興を図る取り組みでございます。補助額は対象経費の3分の2以内、75万円を限度としております。平成22年度から事業を実施しておりますが、平成30年度は申請のあった4件を外部の有識者で構成します飯塚市販路開拓支援補助金審査会で審査の上、採択しております。一昨年は5件の申請があり、3件を採択しております。交付の対象者は、市内に主たる事業所または事務所を置く中小企業者で、すぐれた商品を開発し、積極的に事業に取り組む計画を有していることなどが条件となります。平成30年度は、製造業2者、食品会社1者、その他が1者となり、事業内容は携帯用の簡易ポータブルトイレ袋の販路開拓、薄型電気錠の新規顧客の開拓、機能性食品の国内展示会への出展、車いすの国際福祉機器展への出展となります。

○土居委員

それでは、事業の目的とこれまでの成果についてお尋ねします。

○産学振興課長

事業の目的につきましては、市内の中小企業者が自社で開発したすぐれた製品、技術、サービスをマーケティング調査や展示会への出展等を通じて、顧客への販売を行う販路開拓を支援するもので、新たな市場への参入や事業拡大による地域産業の振興を図ることを目的としております。すぐれた商品等の位置づけにつきましては、新規性や市場性、独自性の視点をもって審査会にて判断いただいております。これまでの成果につきましては、平成22年度から平成30年度までの9年間で申請件数43件、採択件数30件、その内訳は、製造業等が21件、情報通信業が9件、交付額は合計で2579万2千円となります。平成30年度の採択商品につきましては、新規顧客との商談件数は72件、成約が51件あっております。事業によりこれまで支援しました商品等の売り上げにつきましては、補助金交付後5年間提出を受けております事業実施後状況等報告書に基づく積算となりますが、平成22年度から平成30年度までの9年間で3億8725万8千円となっております。

○土居委員

では、どのように採択されているのか教えてください。

○産学振興課長

飯塚市販路開拓支援補助金審査会規則に基づき、審査会を設置し、審査会での審査を終えて、交付の決定を行っております。平成30年度は、商社や金融機関、中小企業支援団体等の販路開拓支援を専門とする有識者5名で構成する審査会を5月31日に開催し、事業計画は商品、技術等に関する申請者のプレゼンテーションにより審査いただいております。

○土居委員

それでは、今後の取り組みについてはどのように考えておられるのか教えてください。

○産学振興課長

今後の取り組みでございます。本事業の課題といたしまして、補助額が不足していることが挙げられます。このようなことから、今後の取り組みとしまして、例えば今年度に健康関連の商品2件を採択しておりますことから、10月20日開催のみんなの健康福祉のつどいでブースを設置し、PR活動を行うなど、関係機関との橋渡し役を私どもが担いつつ、採択企業と一緒に販路開拓を促進したいと考えております。

○委員長

次に、149ページ、商工業振興費、地域創生人材育成定着促進事業について、土居委員の質疑を許します。

○土居委員

では、149ページ、商工業振興費、地方創生人材育成定着促進事業についてお尋ねします。まずは事業内容について教えてください。

○産学振興課長

本事業につきましては、内閣府の地方創生推進交付金、対象事業費の2分の1の交付金を活用いたしまして、嘉麻市、桂川町とともに、広域連携事業として実施いたしました人材育成、それと企業誘致事業、この2つでございます。人材育成事業につきましては、この事業の概要につきましては、地域の中高生にIoT技術を学ぶキャンプを実施、そのキャンプの講師を地域の大学生が務めることで、中高生は大学生との交流を促進するとともに、キャンプを受講した中高生が市内の大学に進学、次の世代のリーダーに成長する、そのような人材循環のプログラムを東京の企業でありますライフイズテック株式会社に委託し実施いたしました。

○土居委員

それでは、いつから開始した事業なのか、また、事業の成果についてお尋ねします。

○産学振興課長

本事業は、平成28年度から3年間、地方創生推進交付金を活用し実施しております。平成30年度は大学生リーダー養成研修を9日間開催し、延べ60名が参加、中高生向けプログラム体験会を3日間開催し、延べ115名の参加がありました。3年間では、大学生延べ112名、中高生349名が参加し、プログラムを通じた課題解決能力や創造する力の育成などを人材育成に貢献したものと認識しております。なお、昨年度の本事業参加者のうち、5名の中学生が本年7月に開催されました東京大学での教育フォーラムに参加し、アプリケーションソフトウェア、応用プログラムと呼んでおりますが、このようなアプリやウェブサイトの制作による地域課題解決に関する発表を行っており、本事業の一つの成果であると考えております。

○土居委員

それでは、企業誘致の取り組みについて教えてください。

○産学振興課長

企業誘致の取り組みにつきましては、本事項は繰り返しになりますが、内閣の地方創生推進交付金を活用いたしまして、こちらも実施いたしております。都市圏のIT企業誘致を主な事業といたしまして、平成28年度からの3年間、有限責任監査法人トーマツに委託し実施しております。大学の研究と人材を強みとしまして、セミナーや企業訪問を実施し、平成30年度は3者の企業誘致を行っております。また今年度につきましても、2者の企業誘致、現在実現できておまして、また数社の企業さんとの事業の引き続きという形、効果という形になりますが、複数の企業さんと今、企業誘致について取り組んでいるというところでございます。

○委員長

次に、149ページ、商工業振興費、福岡ソフトウェアセンター補助金につきまして、川上委員より取り下げの要請がっておりますので、次に移ります。150ページ、観光費、観光について、土居委員の質疑を許します。

○土居委員

観光についてお尋ねします。まず観光振興事業について、この事業の概要についてお知らせください。

○商工観光課長

2018年9月に策定しました第2次飯塚市観光振興基本計画、10カ年計画に基づき、各種観光イベントの開催や東京、大阪、名古屋など大都市を中心とした観光商品説明会への参加等により本市のPRに取り組むことで、地域の活性化を図り、観光入り込み客数の増加による地域経済の振興、向上を図るため実施しております。

○土居委員

それでは、観光振興イベントについてどのようなものを実施されておるか教えてください。

○商工観光課長

飯塚市を代表する観光施設である旧伊藤伝右衛門邸においては、1月中旬から3月下旬までいづか雛のまつり、また5月に端午の節句展、11月には秋の企画展など各季節における各種イベントを実施しております。また、嘉穂劇場では9月に全国座長大会などの催しが行われております。その他、大将陣桜まつりや飯塚山笠、また飯塚納涼花火大会、筑前の國飯塚街道まつりなどのイベントも実施しております。

○土居委員

それでは、本事業の効果についてはどのようにお考えですか。

○商工観光課長

飯塚市の公式SNSを活用した情報発信を行うとともに、各メディアに取材依頼を行って、情報発信を強化することで、本市の観光施策を市内外に周知することができ、本市のPRにつながっているものと考えております。

○土居委員

それでは、続いて飯塚観光協会補助金交付事業についてお尋ねします。まず、この事業の概要について教えてください。

○商工観光課長

飯塚市観光事業の振興、活性化を図り、新たな観光資源の発掘や施設整備・運営、物産の開発やその普及を図ることにより、飯塚市の文化、厚生及び経済の発展、向上に寄与するよう、標記団体に補助金を交付しておるものでございます。

○土居委員

では、飯塚観光協会とはどのような団体なのか教えてください。

○商工観光課長

昭和43年度から平成30年度までは任意団体でございましたが、本年4月に一般社団法人化し、組織の強化が図られております。この団体が担う役割としましては、誘客業務の中核を担う団体として、機能の充実、効率化を図り、旅行会社への営業活動を国内外で実施し、本市のPRに寄与する団体でございます。

○土居委員

それでは、観光協会がこの補助金でどのような事業を実施されているのか教えてください。

○商工観光課長

本市における観光行事・イベントの開催、旅行会社等への営業やDMによる情報発信、また情報発信の充実と拡大、嘉飯の魅力めぐりプロジェクト、農産加工品ブランド化推進事業、その他インバウンド事業などの事業に取り組んでおられます。

○土居委員

それでは、本事業の効果についてはどのように考えておられますか。

○商工観光課長

効率よく観光客を増加させるために、営業に関する費用を補助金として交付することで、国内外、また海外では韓国などへの旅行会社への営業活動を効率よく行うことができているものというふうに考えております。

○土居委員

それでは、今後の観光振興についてはどのような課題があるとお考えでしょうか。

○商工観光課長

飯塚観光協会の課題につきましては、飯塚観光協会職員のイベント運営力強化、国内外への旅行会社への誘客のための営業活動強化、会員増加による収益向上が必要と考えております。また、経営の改善、既存の祭りの効率化による事務費軽減など、観光協会経営改善の取り組み

も必要があるというふうな課題というふうに考えております。よって、事業の充実を図るためには、国、県における補助事業を有効活用し、さらにアウトソーシングを進め、観光協会の少ないマンパワーで、充実した事業が実施できるよう執行体制を整備することが必要と考えております。

○土居委員

さらなる飯塚観光協会の機能強化には、公共交通機関との連携がとれる場所で観光客の利便性のある場所への移転が望ましいと思われれます。例えば、飯塚市内の交通の要衝である駅など周辺を検討され、来訪者が訪れやすく、またわかりやすい場所での運営こそが必要であり、機能強化につながると考えられますので、今後検討をお願いいたします。

○委員長

次に、152ページ、土木総務費、住宅リフォーム補助金につきましては、川上委員より取り下げの要請がっておりますので、次に移ります。153ページ、道路橋りょう維持費、新飯塚駅構内自由通路施設管理事業費について、修繕費について、奥山委員の質疑を許します。

○奥山委員

153ページ、よろしく申し上げます。新飯塚駅構内自由通路施設管理費の修繕についてお尋ねいたします。各所維持修繕工事の決算額、462万2400円となっておりますけれども、これはどのような維持修繕工事になるのかお尋ねいたします。

○土木管理課長

新飯塚駅構内自由通路につきましては、平成13年に完成し、ことしで18年が経過しております。平成26年に西口側部分と東口側の一部から雨漏りがあったため、応急的な防水工事に対応しておりました。東口側で雨漏りが激しくなったため、昨年度、施設の破損防止及び利用者に支障を来さないことを目的に防水工事を行ったものです。

○副委員長

続きまして、155ページ、河川維持費、排水機場管理運営事業費について、川上委員の質問を許します。

○川上委員

決算書155ページ、河川費、河川維持費、排水機場管理運営事業費、4682万9876円について、河川ごとの設置状況をお尋ねします。

○土木管理課長

排水機場は市内に14カ所が設置されております。河川ごとの排水機場につきましては、遠賀川に8カ所、穂波川に4カ所、大日寺川に1カ所、庄内川に1カ所となっております。

○川上委員

ポンプ運転停止のマニュアルづくりが住民の知らないところで進められているようです。状況と考え方をお尋ねします。

○土木管理課長

近年の気象状況から、不足の事態に備え、ポンプ運転停止の基準や手順などの排水機場における運転調整ルールを定めていく必要があると認識しておりますが、遠賀川流域各自治体に関係するものであることから、慎重な対応が必要だと考えております。

○川上委員

水門開放について、本市の吉田防災危機管理監が、防災リーダー養成研修会において、昨年10月2日に続いてことし1月8日、再び発言しています。市で確認していると思うので紹介してください。また、この発言内容について、遠賀川河川事務所はどう言っているのかお尋ねします。

○土木管理課長

ことし1月8日に開催された防災リーダー研修会のことですが、その中で、昨年10月

4日の研修会において、本流と支流を結ぶ水門操作の第4段階目で、本流が満水状態になった場合の水門の操作要領について説明をしましたが、河川事務所に確認したところ、遠賀川に関してはその段階に関しましてはまだ操作要領が決まっていないことを確認しましたので、さきの研修会で説明した本流満水時に排水機場を停止し、水門を開放するという内容は訂正しますという内容でした。それと、9月10日の日に遠賀川河川事務所に確認しましたところ、各排水機場の操作要領に記載しているポンプの運転停止水位を超え、さらに上昇する恐れがある場合や、破堤、越水、漏水等など重大な災害が発生したとき、または発生する恐れがある場合においては、ポンプの運転を停止することはあるが、水門を開けることはありませんとのことでした。

○川上委員

遠賀川河川事務所は水門を開けることはないと言っている。ところが市の防災管理監は、まだマニュアルができていないので開けないだけだという言い方しているんですよ。この辺の事情についてはどうお考えですか。

○土木管理課長

遠賀川河川事務所に確認したところでは、水門を開けることはありませんということでした。

○川上委員

そこで片峯市長、こういう状況の局面で、市長は防災リーダー養成研修会参加者を初め、広く市民に対し、この間の防災管理監の発言についての謝罪、撤回、正しい内容を速やかに周知するべきだと考えますが、どうでしょうか。

○総務部長

防災リーダー研修におきまして、遠賀川水系において排水ポンプを停止させ、水門を開放することで本流側の破堤をふせぎ、被害の少ない支流側を破堤させる究極の選択肢があるという趣旨の説明を危機管理監がしておりましたが、これは誤った説明であったとして、昨年の12月の一般質問において撤回させていただいております。申しわけありませんでした。また、遠賀川河川事務所においても、操作におけるこのような指示は行わないとの回答を受けております。先ほど土木管理課長より説明があっておりましたが、ポンプ運転停止の基準や手順などの排水機場における運転調整ルールについては、遠賀川河川事務所が主体となり、遠賀川流域各自治体や関係機関との協議を進めていくとのことですので、本市としても積極的にかかわっていきたいと考えております。先ほど質問委員のほうからご指摘もありました、そのような誤った説明があったということにつきましては、今後広報活動を行っていきたいというふうに考えております。

○川上委員

正しくない、国も考えてないようなことを、繰り返し本市の防災危機管理監ともあろうものが、議会の正式の答弁にもかかわらず繰り返しているんですよ。これについて、飯塚市長として謝罪、撤回、正しい内容を速やかに周知するというのはどうかという質問なんですよ。

○総務部長

公式な場面といたしましては、昨年の12月の一般質問で、そして本日の委員会のほうで私のほうで謝罪をさせていただきました。また今後もそのような広報について努めてまいりたいと考えております。

○川上委員

あなたが言った謝罪というのは、10月の発言についての謝罪なんですよ。にもかかわらず、1月8日の日に防災リーダー養成研修会で、自分の発言が正しいと固執して、まだできていないだけなんだという言い方しているんですよ。これについての謝罪と撤回、正しい内容を速やかに周知するべきだということを市長に聞いているんですよ。

○市長

本市の防災危機管理監の発言につきましては、専門的見地から述べたとはいえ、公に関するものであるべきにもかかわらず、私見を、防災リーダー研修会という公の場で述べたことは大変遺憾に思っております。私も直接、本人及び担当課長を呼びまして、注意を促したところがありますが、今後、担当課が説明しましたとおり、本件については早く一定のマニュアルを作成することのほうが、そして、それをお知らせすることのほうが市民にとってもより安心安全につながるというように思っておりますが、担当課のほうが説明しましたとおり、本市だけの問題でなく遠賀川流域の他自治体のご理解等も必要でありまして、思ったよりも時間がかかっている状況でございます。今後、防災リーダー養成研修会におきまして、そのような現状もお知らせするとともに、不用意な発言等についてはきちんと訂正をしていきたいとさせていただきますというふうに考えております。

○川上委員

市長、今の答弁は、ポンプ運転停止に関する自治体と国との関係でマニュアルつくっていかうという話と、防災危機管理監が水門開放について、取り決めがないからまだ決まっていないだけだと言っていることを混同しているんじゃないですか。

○市長

そのようなつもりはありません。そのことが、防災危機管理監の私見に基づくことが、さもそれが正しい、そしてそのようになるというような方向性を示した、そのこと、そのものが遺憾であるというように申し上げているつもりでございますので、そういうことについての分は、今後の防災リーダー養成研修会の中できちんと訂正をさせていただきたいと思っております。

○川上委員

水門を開けるといふのは、内水のほうにある財産、それから人命を犠牲にするということなんです。これを防災危機管理監がしゃべったんです。しかも国の方針とも市の方針とも違うことをしゃべったんです。私はあなたたちの命を犠牲にしますというふうに言ったのに等しいですよ。この重大性について今のような答弁でいいんですか。

○市長

この水門を開けるといふことが、今質問者のおっしゃっているようなことにもつながるといふことは、私も想定ができるものでございますので、先ほど言いましたように、防災危機管理担当と担当の課長を呼びまして、私のほうからも2人に、この点について厳重に注意をしたところでございます。今後、市民の皆さんにそのような不安や誤解を与えることがないように徹底してまいりたいと考えております。

○委員長

川上委員、残り時間もう1分切って32秒になっていきますので、よろしくお願いします。

○川上委員

我々は自然災害と戦っているんですよ。戦争をやっているわけじゃないんですよ。人命を守るのが先なんです。庄司川の操作要領がことし4月改定されて、住民の多くが知らないうちにポンプの運転停止の基準が新たに明記されています。事情を説明してください。

○土木管理課長

委員が言われますとおり、平成31年4月1日付において改定されております。庄司川排水機場におけるポンプの運転停止は、排水機場地点の外水位が16.07メートルを超え、さらに上昇する恐れがあるとき、また、破堤、越水、漏水等重大な災害が発生したとき、または発生する恐れがあるときのいずれかの場合に停止することとなっておりますというような記載があります。

○委員長

次に、160ページ、下水道費、各所調査委託料、庄司川流域調査設計委託料について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

もう通告していました項目を一括して質問いたしますので、よろしくお願ひします。下水道費、庄司川流域調整池新設事業費、1999万円、各種調査設計委託料ということになっています。私が今、調整池と言ったのは、予算段階で説明資料にこの調整池という文言があったからです。追加資料116ページに關係資料がございます。そこで質問ですけれども、3つ言います。決算額、それから、報告書の重要なポイントの説明、3つ目は今後どうするのかということをお尋ねします。

○土木建設課長

下水道費におけます各所調査設計委託料につきましては、2件の委託業務を発注しております。まず現地の測量業務として、庄司川流域測量業務委託を受注者、江藤測量株式会社を受注額518万6160円で業務発注を行っております。次に、庄司川流域の浸水対策案の検討をすべく、庄司川流域調査測量設計業務委託として、受注者、三井共同建設コンサルタント株式会社九州支社に受注額805万2480円にて業務発注を行っております。合わせて1323万8640円の執行しております。

次に、報告書の内容についてでございます。資料請求がありましたので、116ページから126ページに報告書の概要版を提出しております。その中で、主な内容としましては、平成30年7月豪雨の解析を行うことで、内水位及び冠水状況を検証し、床上浸水に対する対策案の検討を行ってまいっております。まず第1案としまして、強制的に内水排除を行うために、庄司川排水機場の西側にポンプの増強を行う案でございます。第2案は、水田部を掘削し、雨水を貯留する遊水池案、第3案は、庄司川上流の山地流域からバイパス水路を新設し、庄司川への流量をカットして遠賀川に直接放流する放水路新設案、第4案は、新設放水路案にあわせて、市道の路肩部分に止水用の擁壁を設置し、内水による浸水を防ぐ新設放水路と止水壁案、第5案は、柳橋南側には輪中堤のようにして盛り土した道路を新設し、内水による浸水を防ぐ道路かさ上げ案、第6案は、宅地のかさ上げを行い、宅地浸水を防ぐ宅地かさ上げ案、以上、床上浸水における対策案として、6つの案が考えられております。しかし、この6案での単独案では事業規模が大きくなることから、床上浸水対策による抜本的な対策であるポンプの増強、遊水池の設置につきましては、国、県の協力を必要といたします。また、第7案につきましては、床上浸水対策が進んだ中で、道路冠水対策としてどの程度のかさ上げが可能であるかを別途検討したものでございます。

次に、今後についてどのような対策、今後の対策でございます。委託業務の解析結果として、庄司川流域である柳橋地区について、内水はん濫による浸水被害が発生する箇所であるため、湛水量の削減に着目した対策及び浸水から防御する施設の必要性が示されております。今後、抜本的な床上浸水の対策を行うには、ポンプの増強、遊水池の新設が効果的であるとの結果から、床上浸水対策の事業においては、国、県を含んで最適でバランスのとれた事業計画の検討を行う必要がありますので、引き続き、浸水対策連絡協議会にて事業化に向けた協議を行ってまいります。

○委員長

川上委員、質疑時間が終了いたしましたので、ご了承願ひます。

次に、161ページ、住宅管理費、維持補修費、施設維持管理手数料、住宅補修委託料、各所改修工事、各署維持修繕工事について、奥山委員の質疑を許します。

○奥山委員

決算書161ページ、よろしくお願ひします。結論から言いますと、手短にやりますけれども、空き家の修繕のあり方について、るる伺ってまいりますので、よろしくお願ひします。

まず初めに委託、いろいろ項目がありますが、維持補修費、施設維持管理手数料、住宅補修委託料、各所改修工事、各所維持修繕工事について、どういった支出の内容になっておるのか

を伺います。

○住宅政策課長

維持修繕費につきましては、主に市営住宅の修繕や入居されている住宅の補修を行った経費となります。施設維持管理手数料につきましては、小規模な維持管理、空き家等の草刈り、室内清掃等に係る手数料となります。住宅補修委託料につきましては、市営住宅の補修に対応するため、個人の年間委託契約をした費用となります。また、各所改修工事につきましては、屋根がわらのふきかえ等の工事費、大規模な工事等の内容の予算となります。各所維持修繕工事につきましては、補修する際の空き家の補修や土木工事に関する費用の経費となっております。

○奥山委員

入居されている状態での修理とか、空き家等の草刈り、それからもう一つが、公募するための空き家の修理等いろいろありましたけども、各所維持修繕工事で実施した空き家修理の件数と金額をお願いします。

○住宅政策課長

空き家修理をしました全体の件数になりますのが53件となります。金額につきましては2400万1920円となっております。

○奥山委員

53件で2400万円ということで、1件当たり45万2千円の修理費をかけて公募にかけているということで、かなり高額だなというふうに思います。次に、平成30年度の募集状況についてどのようになっているのか、また募集を行ったが入居に至らなかった住宅が何戸あるか伺います。

○住宅政策課長

市営住宅の募集につきましては、平成30年度決算特別委員会提出資料の11ページの市営住宅の空き家の募集状況、下段の右側をご覧ください。5月、8月、11月、2月に定期公募を実施し、定期募集で入居に至らなかった住宅について、次の定期募集や6月と12月の随時募集にて募集を行っております。30年度の状況につきましてご説明いたします。募集住宅89戸に対し、申し込み件数が411件あり、51戸が入居に至っております。これは累積された戸数となりますのでご了承ください。実質の募集戸数は68戸、入居に至らなかった住宅が17戸となります。そのうち9戸を平成30年7月豪雨により被災された方に一時入居用として対応しております。そのことにより、最終的に入居にいたらなかった戸数につきましては8戸となっております。

○奥山委員

実質、募集が累積してきますから、これは89戸となっておりますけども、戸数としては68戸と。最終的には8戸残っているということで、この残ったものはどうやっていくかということもあるかと思っておりますけども、せっかく、先ほど1戸当たり45万2千円のお金をかけて入居に至らないということがありますけれども、最初のほう申しあげましたけども、空き家の修繕のあり方といいますか、隣の嘉麻市のほうでは、入りたい家、希望される家を伺って、そこを修繕していくということですが、必ず無駄な出費がかさまないということで、本市もそういうふうに入居が決まった段階で補修かける、当然2カ月近く入居までかかるかもしれませんが、無駄な出費を抑えられるのではないかなというふうに思っております。ずっと調べると、なかなか入居率も50%、41%、57%、これ累計ですからこの数ではないと思っておりますけども、その点も今後考慮いただいて、検討いただければというふうに思いますのでよろしく願いいたします。

○委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑はないようですから、第5款、労働費から第8款、土木費までの質疑を終結いたします。

次に、第9款、消防費から第13款、災害復旧費について、162ページから191ページまでの質疑を許します。まず、質疑事項一覧表に記載されております162ページ、非常備消防費、消防団員報酬の支払い方法について奥山委員の質疑を許します。

○奥山委員

決算書163ページ、消防団員報酬についてお尋ねいたします。お尋ねの内容は、昨今、団員さんに直接お金がなかなか行き渡ってないんじゃないかという報道等も出ましたので、その辺を伺ってまいりたいと思います。まず飯塚市の消防団員の現状について、団員の条例の定数、それからことし3月末での団員数、充足数等についてお尋ねいたします。

○防災安全課長

飯塚市消防団の定数につきましては、飯塚市消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例第2条に1286人と定められております。ことしの3月末現在の消防団員の実人数につきましては、1142人で充足率は88.8%となっております。

○奥山委員

88.8%ということで、残り12%ありますけれども、各地域、地域で多い少ないがあらうかと思えますけれども、それで十分なのかどうかというのはわかりませんが、なるべく定数1286人を確保していただきたいというふうに思います。次に、飯塚市の消防団、1142人の団員がいるということですが、消防団組織に分団等があると思うんですが、団の組織、分団数などをお願いいたします。

○防災安全課長

飯塚市消防団には団長のもとに副団長が2名、合併前の市町の地域に方面隊があり、合計5名の方面隊長がおられます。各方面隊のもとに分団があり、内訳としましては、飯塚方面隊9分団、穂波方面隊6分団、筑穂方面隊3分団、庄内方面隊3分団、穎田方面隊4分団の合計25分団となっております。また、方面隊に属していない飯塚市職員を主とする本部隊、後方支援を主とする女性分団を含め、飯塚市消防団には合計27分団がございます。

○奥山委員

次に、飯塚市の消防団、27分団ということですが、そこで火災などの災害が発生した場合、費用弁償等が発生すると思えますけれども、昨年度の火災でどのくらいの方が出動されたのか、またどのように出動の人数の把握をされておられるのか伺います。

○防災安全課長

まず費用弁償等につきましては、災害発生により出動した場合、費用弁償の発生はいたしません。次に、出動人員については、災害発生時に管轄の分団が出動し、災害の規模により必要に応じ管轄外の分団に応援要請を行います。平成30年度の消防団の出動人数ですが、31回の出動に対し延べ1274名の団員が出動しております。出動人員の把握につきましては、火災現場で人名点呼等により出動人員の確認を行い、災害出動人員報告書を市に提出するようになっています。

○奥山委員

次に、決算書の消防団員報酬約2740万円の金額の根拠についてお伺いいたします。

○防災安全課長

消防団員報酬につきましては、飯塚市消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例第12条の別表、飯塚市消防団報酬額表の年額に基づき、9月30日、3月31日を基準日として10月と4月の2回に分けて消防団員に支払っております。年度途中で退団、入団した団員につきましては、日割り計算にて支払っております。

○奥山委員

次に、平成30年度に支払った報酬の内訳、それぞれの団員数、金額についてお願いいたし

ます。また、その支払い方法についてはどのように団員に支払っておられるのかをお願いします。

○防災安全課長

平成30年10月に上期分として、1133人に1375万3円、平成31年4月に下期分として、1142人に1370万2117円、延べ2227人に合計2745万2120円を支払っております。各消防団員への支払いにつきましては、各分団に団員の報酬と明細書を渡し、各分団において団員に渡していただき、領収印をいただいております。

○奥山委員

最後になりますけれども、全国的にも消防団員が少なくなっていると聞いておりますが、本市においても1296人に対して1142人ということで定数割れの状況ですけれども、消防団員募集などの啓発活動をどのようにされておられるのかお伺いします。

○防災安全課長

消防団員募集につきましては、各分団による地元での団員募集、市報による広報、市内で行われる各イベントでの募集活動を行っております。また、消防団協力事業所として登録していただいている市内の事業所では、消防団が活動しやすい環境整備、入団しやすい環境づくりをお願いしております。

○奥山委員

最後にお願いになりますけれども、消防団は地域の安全安心を守るため、普段、ご自身の職業につきながらも、地域を守っていただける、役割を担っていただいております。消防団員が活動できる環境、入団しやすい環境、ぜひ充足率が上がるようお願いしたいと思います。また学生消防団員というのが全国的には広がっておりますから、こちらのほうにも啓蒙活動を行っていただき、定員数を割ることのないようによろしくお願いします。

○委員長

次に、163ページ、消防施設費、消火栓塗装委託料について、消火栓補修工事負担金について、消火栓設置工事負担金について、奥山委員の質疑を許します。

○奥山委員

決算書163ページです。この質問をなぜ行うかというと、車でよく回って市内回っているときに、針金でぐるぐるぐるぐる巻いたままの消火栓がよく目につきます。この消火栓は使うのか、使わないのかというのが全然わからずおりましたけれども、こうやって塗装料というのが決算出ておりましたので、ちょっとお伺いをしていきたいというふうに思います。まず、火災時に使用する消火栓ですけれども、本市に消火水利と、それから消火栓等の数は幾つあるのかお伺いします。

○防災安全課長

本市の消火水利の種類としましては、地上式、地下式消火栓、防火水槽があります。平成31年3月末現在で地上式消火栓442基、地下式消火栓1065基、防火水槽642基でございます。

○奥山委員

その全てを塗装しないというふうには思いますけれども、消火栓塗装委託料の内訳についてお願いいたします。

○防災安全課長

この塗装委託の対象となる消火栓は地上式となります。平成30年度の消火栓塗装委託につきましては、地上式442基のうち20基を行っております。また消火栓の選定方法ですが、毎年11月ごろ飯塚消防署において消火栓の点検を行い、塗装の不良箇所の報告がございます。その報告に基づき、塗装委託を行っております。

○奥山委員

今回、30年度は20基の塗装ということですので、442基ということですので、毎年

20基をやっていきますと20年かかってしまうこととなりますけれども、20年間1回も塗装してないということになりますけど、私がよく見て回る分、たいがいはがれているように思いますけども、この点はいかがでしょうか。

○防災安全課長

委員言われますように、不良箇所が毎年20基であれば20年に一度のペースとなります。しかしながら、飯塚消防署からの塗装の不良箇所の報告に基づき塗装委託を行いますので、その不良箇所と年数については変動いたします。

○奥山委員

きれいに塗装していただきたいと思います。次に、消火栓補修工事負担金についてお伺いします。負担金、64万1660円となっておりますが、補修した箇所、内容についてお伺いします。

○防災安全課長

平成30年度の実績としましては、菰田、上三緒、幸袋、庄司、馬敷の5カ所となっております。補修内容としましては、地下式消火栓内の仕切り弁や消火栓本体の補修及び取りかえなどを行っております。

○奥山委員

次に、消火栓の工事負担金についてお伺いします。負担金448万2千円となっておりますが、工事を行った場所とか個数、内容についてお伺いします。

○防災安全課長

平成30年の実績としましては、下三緒、山倉、伊岐須、小正の4カ所となっております。工事内容としましては、地上式消火栓の老朽化及び故障等により、地下式消火栓に改良したものでございます。

○奥山委員

最後になりますが、地上式消火栓から地下式消火栓に改良されたということですが、地上式消火栓が不良になった場合、撤去されていないのがいっぱいあるんじゃないかと思いますが、撤去は行うようなことになるのか、どうかよろしくお伺いします。

○防災安全課長

地上式消火栓が不良になった場合、基本的には撤去を行わず、地下式消火栓に改良することにしております。しかしながら、地上式消火栓に限らず、地下式消火栓、防火水槽が不良となった場合、別の消防水利が近くにあり、消火活動に支障を来たさないことが予想される場合は撤去を行うことも考えております。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:57

再開 13:00

委員会を再開いたします。

164ページ、災害対策費、防災対策について、その次の分と合わせまして、一括して土居委員に質疑を許します。

○土居委員

164ページ、災害対策費、防災対策についてお尋ねします。防災会議委員会報酬とありますが、この会議の委員構成、開催回数、会議の内容について説明をお願いいたします。

○防災安全課長

防災会議の委員構成につきましては、飯塚市防災会議条例第3条により定められており、会長は市長、委員については、第1号委員から第8号委員までの37名となっております。開催回数につきましては、毎年出水期前に1回開催しており、今年度は6月14日に開催しており

ます。会議の内容につきましては、防災気象情報に関する解説、飯塚市水防計画書、飯塚市地域防災計画の一部改正の審議、飯塚市初動マニュアル、飯塚市避難所運営マニュアルの一部修正、防災事業報告及び計画についての報告となっております。

○土居委員

平成30年度には、飯塚市において7月豪雨が発生しております。この災害から見えた課題について、避難所運営マニュアルなどの改定などもされたと思いますが、進捗状況についてお願いします。

○防災安全課長

避難所運営マニュアルにつきましては、避難所におけるトイレの男女比率の明確化、それから地域防災計画、水防計画、初動マニュアルにおきましては、警戒レベルの運用、指定緊急避難場所や災害対策本部等の編成、事務分掌の見直しなどを行っております。

○土居委員

市の防災対策に関する重要な会議であることはわかりました。では先ほどお聞きした37名の委員全員に報酬は支払われているのでしょうか。

○防災安全課長

委員の中には、市長がその内部の職員から指名する報酬の支払い対象とならない第4号委員などがありますので、全ての委員に報酬を支払ってはおりません。平成30年度の実績としましては、委員37名中32名が出席され、報酬をお支払いする対象となった委員11名分で6万4900円となっております。

○土居委員

例えば近年は、想定外の災害がいつでもどこでも起こり得る状況となっております。これらの災害を想定した地域防災計画や避難場運営マニュアルなどの改定を適宜行っていただくようお願いいたします。次に、防災行政無線保守点検委託料とありますが、防災行政無線を導入した目的を教えてください。

○防災安全課長

防災行政無線同報系につきましては合併前の庄内町におきまして、平成11年度に無線設備整備事業を行っており、旧飯塚市としましても平成15年の7月19日水害以降、導入に向けての検討を行い、合併後の平成21年度に庄内地区以外の地区において整備を行っております。また平成29年度に庄内地区の無線について、デジタル化を行ったことにより、飯塚市全体の同報系が統一されています。この無線設備を活用し、いち早く地域の住民の皆様に対し避難準備情報、避難勧告など災害情報等の一斉伝達を行うことを目的に導入をしており、市からのお知らせ、地域コミュニティの手段としての自治会放送等にも活用しております。

○土居委員

防災行政無線については、災害時も含め、市民への情報提供に使用されているようです。そこで、以前から防災行政無線が聞こえない、聞こえにくい場所があるとお聞きしていますが、委託料には改善する費用が含まれていますか。また、独居老人等高齢者など情報を収集しづらい方に対する対策費用が含まれているかお尋ねします。

○防災安全課長

委員が言われますように、無線放送を行った直後に、電話で今の無線放送は何と言っているのか全く聞こえないなどの問い合わせが入ることはあります。また、地元自治会長を通じて、日ごろから無線放送が聞こえにくいという問い合わせもあります。このようなご指摘により、放送の文章は簡潔にわかりやすい表現とすること、言葉と言葉の間に十分な間隔をあけることなど、注意しながら放送しております。聞こえない具体的な場所については、現地へ出向きまして、試験放送で音をならしスピーカーの向きや音量の増減などの調整を行います。その費用は委託料に含まれていないため、修繕料で対応しております。平成30年度は11カ所の改善

を行っております。現在、Lアラートという災害情報共有システムも福岡県が導入しております。このシステムについては、緊急事態発生時にテレビやラジオなどのメディアへ迅速に情報提供することが可能となっており、放送を報道機関が従来のテレビやファックスで収集していた情報を電子データとして入手できるため、テレビ放送などでの情報伝達がスムーズになっております。委員が言われる情報を収集しづらい方に関する対策費用につきましては含まれておりませんが、今後もさまざまな方法、対策を考えてまいります。

○土居委員

さまざまな対策を講じているようですが、災害時における情報提供の方法は多いほうが良いと考えておりますので、必要な費用については計上して、さらなる改善を努めていただくようお願いいたします。次に、浸水想定ハザードマップ作成業務委託料とありますが、委託内容、作成部数、配布方法について説明をお願いいたします。

○防災安全課長

委託内容につきましては、「いづか防災」と題して、市民の皆様には災害に関する基本的な情報を提供し、事前の備えをして役立てていただくことを目的に手引書を作成するため、計画準備、資料収集、地図面の作成方針の検討、印刷製本などを業務委託したものです。作成部数につきましては、6万5千部作成し、ことしの4月15日に各自治会を通して全戸配布を行っております。また、転入者などに対しては、転入手続の際に配布するなどを行っております。

○土居委員

この「いづか防災」の中には、自主防災組織に関することも掲載されておりますが、自主防災組織に対する市の考え方をお願いします。

○防災安全課長

飯塚市では、自主防災組織の設立を促進するため、各種支援を行っております。自主防災組織は、自分たちの地域は自分たちで守るという自覚、連帯感に基づき自主的に結成し、災害による被害を予防、軽減するための活動を行う組織のことでありますが、地域の規模や範囲など実情によって組織の形態内容が異なっております。そのため、それぞれの地域特性に応じて、防災研修やまち歩きによる自主防災ハザードマップの作成支援、避難訓練等の活動を行い、自主防災組織の編成等に関する相談に応じるなど、組織の設立運営に関する支援を行っております。あわせて、地域における自主防災活動への中心的存在となる人材を養成することを目的とした飯塚市地域防災リーダー研修も毎年実施をしております。

○土居委員

平成30年7月豪雨を受け、国においては、今後の防災対策として、行政主導で行う公助には限界があり、自助または共助による住民全体の防災対策に転換していく必要があると示されました。このような中において、自主防災組織は非常に有効な組織であると考えますので、引き続き地域の実情や実態に合わせた組織の設立、運営に努めていただくようお願いいたします。

○委員長

次に、166ページ、教育総務費、事務局費、不登校児童生徒の支援体制について、金子委員の質疑を許します。

○金子委員

不登校児と生徒の支援体制について、お聞きいたします。全国的に不登校の児童生徒数は増加傾向にあると思いますが、私はとても深刻な問題だなというふうに考えております。飯塚市には、この不登校児の児童生徒を支援するために、適応指導教室があるというふうに聞いております。その適応指導教室に通う生徒はどのくらいいるのか、また適応指導教室はどのような教育、学習がされているのか教えてください。

○学校教育課長

適応指導教室は、年間を通して通級するものではないので、年度の途中に通級し始

めた生徒もいれば、逆に年度途中で学校復帰した生徒もおります。その上で、通級申請がなされた数になりますが、平成28年、平成29年、平成30年ともに中学生が15名でございます。また、適応指導教室では教科の学習を初め、スポーツ活動や栽培、調理等の体験活動を計画的に行っております。

○金子委員

教科の学習だけじゃなくて、スポーツや栽培とか調理とかいうのを入れていくのとてもいいことだと思います。どうしても不登校の子どもというのは、家にいることが長くなって、親はどうしても勉強ができない、できないとよく聞くんですけど、そうでなくてやっぱり一番大変なのは体験がなくなっていくことと私は考えますので、そういういろんな経験をしていくことが何より大切なんだろうなとも思います。それとあとは、適応指導教室というのは一体どこにあるのか教えていただいてもいいですか。

○学校教育課長

場所といたしましては、穂波庁舎の横にございます保健センターの後ろのところに教室を構えております。

○金子委員

そこもまた、ちょっと子どもたちが自分で行くというのは大変だろうと思うんですけど、ほかに適応指導教室以外の場所があるのか教えてください。

○学校教育課長

その他といたしましては、鯉田にございます「オアシス」、それから筑穂地区にございます「みんなのおうち」に通っている生徒もおります。

○金子委員

「オアシス」にしろ、「みんなのおうち」などとてもいろんな方がかかわっていただくというのはある意味、とても恵まれた環境なのではないかなと思います。私の友人や知人にも、不登校を抱える子どもたちがたくさんいます。場所が、残念ながらどちらも適応教室にしろ、オアシスにしろ、みんなのおうちにしろ、大変不便なところにあるのではないかなと思っていて、親御さんたちはその場所に通うことをどうやっていけばいいのかなというふうについて悩まれています。それも一つ、考えていく必要があるのではないかなとも思っています。みんなのおうちに関しては、バスでの送り迎えがあるというふうには聞いているんですけど、それを御存じでしょうか。

○学校教育課長

はい、存じ上げております。

○金子委員

やっぱりどうしても、その不登校の子どもたちというのは、外に向かっていこうという気持ちが失せてしまっているの、どういうふうに関わりをつくっていくかというのが大切なので、みんなのおうち以外にも行けることができるように支援体制をつくっていくことが大切ではないかなと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。また、資料要求させていただきまして、129ページのほうの2番に適応教室に関する利用資料というところ、人数を見たら、それぞれ30年度は小学生ばゼロ人、中学生は1年生3人、2年生が4人、3年生が8人となっております。その前の不登校のその下に、不登校の児童生徒に関する資料も出していただいております、その人数が、やっぱり年々ふえています。小学校では平成30年度では58人、また中学校では平成30年度は、185名となっております。どちらかという中学校のほうが多いようですが、現在、中学生の全生徒数はおわかりになりますか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩13：15

再開 13 : 16

委員会を再開いたします。

○学校教育課長

お待たせいたしました。3027名となっております。

○金子委員

3027人のうち185名が学校に行けないということですよね。ということは、簡単に言うと約6%ぐらいになるのではないかなと思います。ということは、6%というと、5%だとしても、1クラス40人だとすると、1クラスに2人の割合で学校に来てない子がいるという、単純計算ではなるのではないかなと思うんですけど、やはりそういう状況があるということを経験しているだけでなくて、私は飯塚市全体で考えないと大変な問題なのではないかなというふうに思います。よく私はその友人の話を知ると、自分の子どもだけが悪いとか、自分の育て方が悪いというふうに、悩んでいる親御さんをよく聞きます。けれど、私はそんなことないんじゃないかなと思います。40人中2人もいるという学校教育のあり方自体が問題ではないかなというふうに考えますし、それは学校教育課だけが頑張っても仕方ないのではないかなと思います。私は思っておりますが、いろんな要素で不登校になっている子どもたちがたくさんいます。親御さんたちも何でいけなかったのかなって、ずっと自問自答しながら、日々生活をされています。子どもさんも、特にいじめがあったわけでもなく、家に問題があったわけでもなく、私から見ても普通のとてもまじめな子が突然行けなくなったという話をよく聞きますけども、不登校対策として、何か取り組まれていることがあれば教えてください。

○学校教育課長

まず不登校の定義といたしましては、30日以上欠席で一度不登校で上がりますと復帰しても不登校数として計上しておりますので、そういった生徒も含めて、先ほどの数でございます。各学校では不登校対策といたしましては、家庭訪問を行うとともに、生徒一人一人に対して、複数の教員、これにスクールカウンセラー等を交えたチームをつくり、組織的な対応がなされております。また、不登校の未然防止が重要と考え、対人関係作りをスキルを高めるためのSEL-8Sの授業や、ライオンズクラブからのご支援をいただき、責任感や他者の尊重を身につけるライオンズクエストプログラムの教員研修等を行っているところでございます。

○金子委員

ほかにも福岡県立大で何かの取り組みがされていると聞きましたが、教えてくださいませんか。

○学校教育課長

福岡県立大学におきまして、不登校ひきこもりサポートセンターというところがございます。そちらのほうから児童生徒に直接的な支援を行っていただいたり、また対応方法等について、学校に助言していただいたりしております。なお、この福岡県立大からの支援については無償で行っていただいているところでございます。

○金子委員

私もいろんな子どもさんを見ていたら、中学校まではいろんな学校教育課が、きちんと飯塚市も取り組みができると思うんですが、これが卒業して高校生になるとか、なっていくと飯塚市としてできることは限られてくるというふうに私は考えます。やっぱり中学生までにどれだけのことを飯塚市がしてあげられるかというので、最近では中学生だけでなく、子どもたちだけでなく、中高年のひきこもりというものが社会問題になっていますので、いかにして、ひきこもり、社会とのつながりがなくなってきている人々を減らすかというのは、学校教育だけの問題ではないというふうに思います。それで、飯塚市の中にどれだけ人のつながりとか、居場所づくりをどれだけつくれるかというのを、私たちが考えていかなきゃいけないし、学校教育課がどれだけ、ほかの課とつながってやっていけるか、連携とれていくかということが大切なんではないかなと思いますので、学校教育課以外の方にも、ぜひ協力していただきたいと思

っております。

○委員長

次に、167ページ、教育総務費、事務局費、家屋補償費について奥山委員の質疑を許します。

○奥山委員

167ページの家屋等補償費についてお伺いします。これは何うというか、確認をさせていただきたいと思っております。これについて、私ちょっと記憶のところですからはっきりわかりませんが、幸袋一貫校だったと思いますけども、野球部の練習試合中に、子どもさんが打ったファールボールが、ネットを越えて、近くの民家の屋根が一部損傷したというところじゃなかったかなと思いたしますが、いかがでしょうか。

○教育総務課長

質問者、今言われた内容とおりでございまして、昨年6月25日に開催されました所管の福祉文教委員会にてご報告させていただいているところです。

○奥山委員

子どもさんが、生徒がファールボールでオーバーするというのは、元気があつていいなというふうに思いますが、その越えて屋根が損傷したということですけども、その後その同様の被害が起きないように何か対策は講じられているのかお伺いします。

○教育総務課長

対策としまして、現在防球ネットを整備中でございます。

○委員長

次に、171ページ、小学校費、教育振興費、外国人児童生徒の支援体制について、金子委員の質疑を許します。

○金子委員

外国人の児童生徒の支援体制について、お聞きいたします。最近、外国人の方がよく飯塚にいるなというふうに、私も思うんですけども、市内に何人の外国人児童生徒が在籍されているのか、またそれらの児童生徒に対して、どのような教育が行われているのか、わかれば教えてください。

○学校教育課長

令和元年5月1日現在の市内、外国人児童生徒在籍数は、小学校19名、中学校6名、計25名となっております。これらの児童に対する日本語指導等の支援として、在籍児童が多い飯塚市立飯塚鎮西小学校に外国人児童生徒のための支援教室を設置し、小学校教員免許、中学校英語免許を持つ、県費負担教員による教員を1名配置し、日本語指導、補充学習、外国人児童生徒相互の交流を行っております。また、指定校以外の小中学校に在籍する児童生徒への支援として、支援教室の教員が、週に1回程度指定校以外の小中学校を巡回し、指導支援を行っているところでございます。

○金子委員

小学校が19名で中学校が6名、全部で合わせて25名の外国人児童生徒が在籍しているということですね。1人の教員でこれらの子どもたちに十分な支援ができるのか、外国人の児童支援教員の数は十分なのか教えてください。

○学校教育課長

外国人児童生徒の中には、これまでの生育歴等により、日本語指導が必要ではない児童生徒もおります。現在、担当教員は指定校における指導のほか、これは飯塚小学校、伊岐須小学校、片島小学校、顛田中、この4校を巡回し、日本語指導が必要な児童生徒に対する指導支援を行っているところでございます。現状といたしましては、現在配置している1名で十分な指導支援を行うことができると認識しております。

○金子委員

私も自分自身が九工大の近くに住んでおるので、九工大の先生の子どもたちというのを私もよく見ますし、また市役所の1階によく子どもさんと外国人の親子がよくいらっしやいます。感じることは、その人たちは、教育をあまり必要とされていないというか、私が見たのは、幼稚園の子どもたちだったんですけど、もともと文化が違うので、小学校に行くまでは、母親が見ればいいと思っていて、私も気になって幼稚園に行かないんですかと聞いても、全然必要ありませんというふうにさらっと答えるんですけど、孤立することも考えられるなど。母国であれば、そんなに孤立ということもないと思うんですけど、九工大の官舎に住まれている方とかから聞くと、孤立して、絶対窓を開けない、ドアを開けないという方もいらっしやるみたいなので、そういうことがないようにしていただければなというふうに思っております。また今後、外国人の子どもさんたちがふえる可能性があると思いますが、どのように考えられているのか教えてください。

○学校教育課長

今後、対象児童生徒が増加することは十分に考えられると思っております。児童生徒の在籍状況等の推移を注視し、支援教室のあり方や教員の配置数、ICT機器の活用等について、協議、検討を行ってまいりたいと考えております。どのくらいの人がどこに住んでいるかでさえ把握しにくいのではないかなと思いますけど、先ほど言われたみたいに、いろんな器具を使って、また人とのつながりというのを上手に使いながら、先ほども不登校のところで申しましたように、学校教育課だけじゃなくって、飯塚市全体がやっぱり共生できる、パラリンピックだけじゃなくって、そのあとも共生できる社会なるように、全市で取り組めていけたらなと思っております。

○委員長

次に172ページ、小学校費、教育振興費、子どもたちの英会話の向上について、指導者の英語教育について、英会話事業で子どもたちに望む成果について、土居委員の質疑を許します。

○土居委員

172ページ、教育振興費、子どもたちの英会話の向上についてお尋ねします。まず、小学校英語教育推進事業による子どもたちの英会話の向上についてお尋ねします。

○学校教育課長

令和2年度から小学校で完全実施される新学習指導要領では、第5、6学年において、外国語による話すこと、聞くこと、読むこと、書くことの言語活動を通してコミュニケーションを図る基礎となる資質能力を育成することを目標として、新たに英語科の学習が行われます。その体制整備として、本市では平成28年度から第6額年を対象にオンラインによる英会話事業を開始いたしました。さらに平成30年度からは、対象学年を第5、6学年とし、市立小学校のどの学級においても、教員の英語力にかかわらず、英語の学習を進めることができるよう、オンライン英会話授業を実施しております。具体的な実施内容といたしましては、小学校5、6年の外国語活動の時間に、25分のオンラインによる外国人講師によるマン・ツー・マンの英会話レッスンを年20回実施するものです。オンライン英会話を実施する直前の5月と、実施後と3月に市内5、6年生児童を対象にアンケート行ったところ、挨拶など身近な会話に対して、できる、多分できる、の2項目が大きく伸びておりました。年間を通したオンライン英会話の取り組みにより、英会話の力が着実についてきており、また、オンライン英会話の授業を受け、英語で積極的にコミュニケーションを取りたいと感じている児童も増加していることもわかりました。さらに来校するALTの方々に対して、児童が以前より積極的に声をかける姿が見られるようになり、オンライン英会話以外の外国語活動にも、意欲的に取り組む児童がふえてきております。このようにオンライン英会話は、児童の英語によるコミュニケーションに対する意欲面、態度面を高める上で、大きな効果を上げているところでございます。

○土居委員

それでは、指導者、先生方の英語教育についてお尋ねします。

○学校教育課長

次年度からの英語の教科化に向け、本市及び福岡県では、教員の英語力向上のための研修会を実施しております。本市においては、毎年1学期に各小学校の5、6年担任を対象にオンライン英会話導入研修会を実施しております。オンライン英会話実施に向け、各小学校の5、6年生担任教員に対し、オンライン英会話の概要、授業での活用方法や運営等について研修を行うことにより、オンライン英会話の円滑かつ効果的な実施についての理解を深めているところでございます。福岡県教育委員会では、各学校の外国語活動担当教員を対象に、小学校教員の英語力向上研修を年に3回実施しております。この研修では、県の指導主事に加え、英語教育関連企業から講師を招き、効果的な授業づくりや英語教育の推進のあり方等について、学んでおります。学んだ内容につきましては、各校における校内研修会等で、他の教職員に還元しているところです。また、各校の外国語活動担当教員は、県主催のその他の英語研修会等において、受講生に講話や指導助言を行うなどして力量を高めているところです。さらに、小学校英語教育ワークショップや、小学校教員対象の英語力に係る各種検定等の案内も積極的に行い、小学校英語教育指導者の英語力向上の推進を図っているところでございます。

○土居委員

本市として、この事業で子どもたちにどのような成果を望んでおられるのかお尋ねします。

○学校教育課長

先ほども申し上げましたが、令和2年度から小学校で完全実施とされます新学習指導要領では、第5、6学年において、外国語により、話すこと、聞くこと、読むこと、書くことの言語活動を通してコミュニケーションを図る基礎となる資質能力を育成することを目標としております。オンラインによるネイティブ講師とのマン・ツー・マンでの英会話レッスンを行うことで、子どもたちが楽しみながら、英語を用いた積極的なコミュニケーションや、実践的な日常の会話など、話す、聞くの英語の基礎的な力を身につけさせたいと考えております。さらに、ネイティブ講師との2年間にわたる英会話レッスンを通して、子どもたちが英語を用いてさまざまな国の人々と交流を深めたり、考えを述べ合ったりできるようになることも期待しております。

○委員長

次に、小学校費、中学校費、小学校、中学校それぞれの学力の現状と課題について、土居委員の質疑を許します。

○土居委員

小学校、中学校それぞれの学力の現状と課題についてお尋ねします。小学校、中学校それぞれでは、学力の現状と課題は今どんなふうになっておるかお尋ねします。

○学校教育課長

小中学校の学力の現状についてでございますが、小学校におきましては4月に実施しております標準学力検査NRTでは、近年、全国比100としましたところ、110を超える高得点を維持するとともに、2月に実施しております標準学力検査CRTにおきましても、全国比105を超える結果を残しております。また中学校におきましても、標準学力検査フクトにおきまして、福岡県平均を100としましたところ、100を超えており、中学校10校の学校間の格差も縮まってまいりました。さらに、全国学力学習状況調査におきましては、小学校6年生では、近年、全国比100を超えております。また、中学校におきましては、全国比100には達していないものの、毎年3ポイントずつの上昇を見せ、本年度国語、数学の総合点で97.1ポイントと全国比に迫るところになってまいりました。この各種学力検査の得点の上昇、及び全国比を超える得点を維持している要因につきましては、特に、各学校で徹底反

復学習や協同学習に取り組んでおり、このことにより、日常の授業改善も進んでいるからだと考えております。今後は、これまでの取り組みをさらに充実させるとともに、活用力に課題が見られることから、思考力、判断力、表現力等を育成するための指導法や評価のあり方等について、教職員研修及び学校への指導、支援に取り組んでまいりたいと考えております。

○委員長

次に、178ページ、幼稚園費、私立認定こども園施設型給付費について、奥山委員より取り下げの申し出がっておりますので、次に移ります。続きまして、189ページ、農林水産業施設災害復旧費、災害復旧について、昨年の大雨被害の復旧状況について、土居委員の質疑を許します。

○土居委員

災害復旧について、昨年の大雨被害の復旧状況についてお尋ねします。平成30年7月の大雨での災害復旧の状況について、お尋ねします。

○農業土木課長

平成30年7月の災害復旧状況について、お答えいたします。農林水産業施設関係の災害復旧箇所件数は全体で52件です。そのうち、84.6%の44カ所が完了しております。なお、残事業の8カ所のうち、1カ所の第2竜王林道災害復旧工事は8月末現在で81%の進捗で残り7カ所は地権者との協議にて作付けを行っていることから、工事車両等が現場に入れない状況にあり、また工事発注については、地権者及び耕作者の要望により収穫後に行い、年度内の完了を予定しております。

○委員長

次に、質疑通告一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

○金子委員

すみません、179ページのグローバル人材育成事業について、お聞きいたします。この事業の目的を教えてください。

○国際政策課長

グローバル人材育成事業につきましては、国際的な人材育成、市内にそういった人材を育成すること目的に実施している事業でございます。

○金子委員

すみません、突然言ったので、申しわけないかなとも思ったんですけど、どうしてもちょっと気になったので言わせていただきました。この事業が、私も参加させていただいたことはあるんですけど、参加対象が今まで初めは中学3年生までだったのが、中学3年生までじゃなくて高校1年生まで広がったというふうにお聞きしているんですが、それによって、成果がもしお分かりになったら教えてください。

○国際政策課長

高校1年生まで対象が伸びましたのは、実施時期が8月から3月に変わって、中学3年生の子がどうしても参加することができないということを考慮いたしまして、その救済ということで、暫定的に高校1年生まで延ばしたものでございますが、今年につきまして5名の参加、たしか5名だったと思いますが高校生が参加いたしまして、中学生が今までしていたのですが、高校生が参加することによりまして、そのリーダー的な役割を担っていたものという成果が出たものと考えております。

○金子委員

突然、質問をして、困っているんだろうなと思うんですが、申しわけないです。私も実は何でそれを言うかということ、自分自身が受け入れをしたことがあって、だからこそもっと広げたらいいなというふうに思っているんです。どうしても中学生だけにこだわると、私からするとまだ子どもなんですよ。アメリカの子どもたちでさえ、日本の子どもたちはとても感受性が

豊かで、スポンジのように入っていくなと思うんですけど、目的がしっかりしてないまま、アメリカに行ったり、日本に来たりするなととても感じていて、突然泣き出す子もいれば、とても残念だなと思う、せっかく受け入れた、お金を使って、公費を使って行き来するのであれば、もうちょっと目的を持って、もう少し見ていたらいいなというふうに、これは要望ですけど思っています。それで、またお聞きするんですけども、これを例えば、もうちょっとこう幅を広げるとかいうようなことを考えましょうか。子どもたちだけじゃなくて、例えばいろんな、一般にも広げていると思うんですけども、もう少し入りやすいような体制づくりとか、そういうことは考えてあるかどうか教えてください。

○国際政策課長

このグローバル人材育成については、そういったところで今のところは中学生、高校生を、今対象にして考えておるところでございます。今後につきましては、それ以外に広げるとすれば、例えば大人の中高生以外の交流とか、そういったところは、今後検討になるのかなというところで考えております。

○金子委員

要望ですけども、ほかの市町村とかだったら、結構高校生を対象としているということもよく聞きますので、高校生は忙しくなったりもすると思うんですけど、学力的にというか、やっぱりある程度英語ができたほうが楽しめると思うんですけどね。ただどうしても、その中学生だけにこだわると、ある意味、学力の高い子たちだけが集まってくるような感じを私は受けております。そうでなくて例えば高校生ぐらいまで広げると、やっぱり経済的には厳しいんですけど、公費を使って行くということもできると思いますので、ぜひそういうふうなことで、やはり飯塚市がインターナショナルなまちであるためにも、ぜひいろんな人が、夢を持っていけばやれるんだというようなまちづくりをやっていければなと思っています。また、先ほど同僚議員が、英語の学力についてお聞きされていましたが、せっかくであれば、英語の学力向上ということ掲げるのであれば、小学校の先生たち小学5、6年生の研修というふうに言われていましたので、そういうところも垣根を越えて、小学校の先生たちが、せっかくの機会に行ってみるとか、そういうことも考えられるのではないかと思いますし、今、結構海外に行くことを、特に男性が人数が減っているという話もよく私は聞きますので、できれば、高校生とか大学生、あるいはそういう学生じゃない人たちにも枠を広げられるようなシステムとかですね、そういうのが広げられると、もっともっといいまちになるのではないかなと思っています。せっかくこのグローバル人材のところを教育課の中に入っていたのが、私もちょっとびっくりしてしまっていて、私が時々木曜日、仕事でここに残っていたら、外国人が来られていて、外国人の人たちと交流されているのをよく見るんですけどね。日本語学校が日本語学校かな、ちょっと教えていただいていたいいですか。

○国際政策課長

現在、事業といたしましては、日本語教室を月2回、7時から実施しているところでございます。

○金子委員

せっかくそういうふうに、とてもそこに来ている子どもたちがとても楽しそうに夕方集まっている姿に、私にとっても心が温かくなるような事業されているなと思います。せっかく外国に行くこともあれば、せっかく外国から来ている人たちもいるので、いろんな意味で学校教育課とか国際政策課とかいろんなところが考え合わせて、いろんな人を結びつけられるような事業を展開していただければなと思っています。

○市長

トータルできちんと説明したいと思います。今せっかくお尋ねいただきましたので。当初、グローバル人材育成事業を教育委員会のほうで所管をしていました。中学生海外研修事業とい

う形の延長で行っておいりましたから、対象者は中学生のみでした。外国に行くだけでなく、ホームステイや当該地の学校に通う学校体験を実施いたします。アメリカから現在迎えている中学生、高校生についても同じように、ホームステイを受け入れてくださったり、もしくは、今は中学校や高等学校での学校体験も同じようにしていただいております。そこでの交流は、お見えになった方もしくは飯塚から先方に行った学生のみならず、向こうの現地の学校の子どもたちにとっても、また受け入れたうちの市の学校にとっても、大いに子どもたちの学びの場となっております。今、実は、ご指摘があったとおりに中学生だけでいいのかという問題に直面いたしまして、ちょうど時期が先ほど担当課長が言いましたとおりに、夏休み中の8月に実施していたことが、先方との調整もあり3月になりましたので、時期変更とともに、中学校3年生であった子どもたちにチャンスを与えるということで、移行措置として、高校1年生も行きましたが、思っていた以上に好評でかつ効果がありましたので、高校1年生までは継続して実施するように事業設計もしているところでございます。そうなったときに、これも御承知のことだと思いますが、教育委員会のほうではあくまでも義務制の小中学校を統括するものでありますので、高等学校や、さらにおっしゃったとおりにグローバル人材ですから、さらに広げようとしたときに、教育委員会の所管ではなかなか調整が難しいところがありましたので、市長部局のほうでトータルで行っていくように形も変えたものでございます。高等学校の3年生をどうするかということで、実は担当課と私を含めまして協議いたしました。高校3年生は、明らかにそれどころではないだろう。しかしながら2年生についてはどうだろうかということで、来年度は1年生だけにしていますが、その件については、高等学校の現場の声も聞きながら検討していこうねというようにして考えているところでございます。それから、引率者についても全く同感でございます。実は教員にも、教育委員会のほうで費用は出せませんが職免研修という形で、有給休暇をとらずにいけるように仕組みを整えて、手を挙げさせましたら中学校の教員が1名もおらず、小学校の先生がお2人、冬休み期間中を利用して行ってくださいました。非常に頭が下がる思いでございます。そのようなこともありましたので、来年度の引率者1名は、そのような志を持って、先ほどやりとりしましたが、小学校でのオンライン英会話の指導に直接携わって行って、かつそのような意欲のある小学校教員も引率者に入れたところでございます。そのように幅を広げるとともに、子どもたちのみならず、市民の意識、そして指導者の意識も今後変えていけるように、変化を恐れずにやっていきたいと思っています。

○金子委員

わざわざの市長の答弁いただけるとは思いませんでした。ありがとうございます。こうやってどんどんやっぱりせつかく飯塚市が国際都市というふうにな打つのであれば、共生社会やインターナショナルということであれば、本当にいろんなところでいろんな人たちを大事にできる、また自分自身が自信を持って飯塚市民であることを自信を持てる子どもであり、大人でありたいと思いますので、市役所の皆さんも、自分には関係ないと思わず、子どもたちにかかわらないからとか、英語に関係ないからじゃなくて、まずは自分から取り組んでいけたらいいなど、ちょっと思っていますので、本当にありがとうございます。

○副委員長

ほかに質疑はありませんか。

○田中裕委員

170ページ、小学校費、174ページ、中学校費にスクールバス運行委託料がそれぞれ計上されております。このスクールバスに関しまして、幾つかお尋ねをいたします。スクールバスの運行委託に係る業者選定につきましては、以前は指名競争入札にて選定をされているということでございましたが、今でもそのような業者選定をされているのかどうかお尋ねいたします。

○教育総務課長

そのとおりでございます。

○田中裕委員

このスクールバスに関しましては、平成28年度だったと思いますが、何回か質問をさせていただきました。その中でも平成28年度予算特別委員会でやりとりをさせていただいた中で、特に八木山地区のスクールバスに関しましては、当時、平成28年度から29年度の2カ年契約で、契約金額は548万6400円。これを年間に直しますと年間に247万3200円ということでした。これは他の八木山地区以外の、例えば庄内であったり筑穂地区であったりのスクールバスの運行委託料と比較をしたら3分の1から4分の1ぐらい低い、安い金額だったんですね。この金額で児童生徒の安全性が担保されているのかと。このような質問に関しまして、当時の担当部長が一般乗り合い乗客自動車運送事務路線定期運行許可を取得している業者であることはもとより、仕様書において利用者に対する配慮や、法令等の遵守などを明記しているから安全性は担保されていると、判断をすると。このような答弁がございました。私は仕様書に書いているからとか、こういった許可を取得しているから大丈夫だとは必ずしも言えないんじゃないかと思っておりますし、児童生徒の安全性を担保するためには、やっぱりある程度の料金といいますか、この委託料が必要じゃないかと思っております。当時、貸し切りバスがいろんなところで事故を起こして社会問題になっておりました。これは本当に低い料金で契約をしているものですから、もういろんなし寄せが来て重大事故につながったということがたび重なっておりましたので、これは国におきまして、平成26年度4月1日から新たに国のほうで作成した貸し切りバスの運賃料金制度を策定いたしまして、運賃は上限額、これ、上限額、下限額を設定して、その範囲内で決定するようにと、このような制度になりました。これから下回る金額ではだめですよということですね。これは貸し切りバスと同様にスクールバスに関しても、同様な取り扱いをするようにと、このようなことでした。その際に運送の安全を確保するための貸し切りバス選定利用に利用するガイドラインが出されております。その中で、貸し切りバスの調達に係る入札等における留意点があると思っておりますが、その留意点の内容をお尋ねいたします。

○教育総務課長

お尋ねの留意点としましては、2点ございます。まず1点目は、運賃及び料金については、工事運賃の下限を下回る運賃での落札では、運航に必要な安全コストが計上されておらず、したがって、当該運航において利用者の生命、身体の安全が十分確保されないおそれがあること、これに十分に留意すること。2点目としましては、入札等の契約方法として、公共機関の契約は予定価格の範囲内で、契約の相手方とする一般競争入札が基本とされているが、利用者の生命、身体の安全を確保するため、貸し切りバスの調達については、企画競争入札や総合評価方式の導入など、安全性等に対する取り組み状況も考慮できる選定方法を行うことを勧めておりますとあります。

○田中裕委員

先ほど言いました、八木山地区のスクールバスでございますけれども、先ほど言いました金額、年間274万3200円、この金額は当然、その範囲下限額ですかね。これは当然下回っております。それで、何で下回っているのかということをお聞きしましたら、八木山地区のスクールバスは一般乗客と混乗であるため、その規定には当てはまらないと、このような答弁がございました。今回、この八木山のバスは、270何万円だったんですけども、予算を見ましたら1千何百万円の予算があって、決算が270何万円、900万円ぐらいの開きがあったんですね。何でこの開きがあるのか、それを聞きましたら、これをこの予算で計上したのは業者から見積もりをとって予算計上したと。このような答弁もございました。今回、現在もそのようなやり方が変わっていないのかどうか、この点いかがでしょうか。

○教育総務課長

現在、スクールバスにかかります金額の積算につきましては、国土交通省自動車局が示しております一般貸切旅客自動車運送事業によるスクールバス運送を行う場合における運賃及び料金についてというのが通達でありまして、その中に計算方法がございます。それを参考に積算を行っております。

○田中裕委員

確認でございますが、決算方法を参考に積算を行っているということでございましたが、これは誰が積算をされているのか。またあわせまして、30年度の決算、八木山地区のスクールバスに関しましては、713万2370万円が計上されておりますが、この決算額は先ほど言いました最低最高の範囲内になっているのか、また今後、その委託をされる際にはその範囲内での契約をされるのか、この点あわせてお尋ねいたします。

○教育総務課長

まずお尋ねの1点目でございますが、担当課のほうで積算を行っております。そして2点目の下限を下回らないということについては、その範囲内で下限を下回らないような積算を行っております。今後3点目の、今後につきましても同様の考えでございます。

○田中裕委員

範囲内ということでございますけれども、先ほどお尋ねしました国からの留意点2点、答弁がありました。本当に、特に2点目に言われました一般競争入札が基本ではあるが、利用者の生命、身体、安全を確保するため貸し切りバスの調達については、これスクールバスも同じですね。企画競争入札や総合評価方式の導入など、安全性等に対する取り組み状況も考慮できる選定方法を行うことを勧めると、このようにございました。本市のコミュニティバスの選定方法は、競争入札ではなくプロポーザル方式を導入されております。以前の質問の際に、何でプロポーザル方式を導入しているんですかとお聞きしましたら、金額面だけではなくて安全性を重視するために総合評価できるプロポーザル方式を採用していると、このような答弁でございました。そうであるならば、当然、大事な児童生徒の命を預けるスクールバスでございますので、金額だけではなくて本当に安全性を重要視したプロポーザル方式の導入も、ぜひとも検討していただきたいという要望もしておりましたし、今でもそう思っております。そのような考え方を検討していく考えはあるのかどうかお尋ねいたします。

○教育総務課長

今、質問者のほうからもありましたけど、私どももスクールバスの運行につきましては、児童生徒の安全を最優先に行ってまいっております。これを踏まえますと、現在の現行の検証、また今質問者からも言われますプロポーザルの導入の必要性等々についても、調査、研究をしていく必要があるというふうに考えております。

○田中裕委員

ぜひとも研究検討していただきまして、子どもの安全性を第一に考えていただきたいと思っております。何よりも本当に子ども、児童生徒の安全、それを一番に考えるのは教育部の役目ではないかと思っております。私たち議員は、ややもすれば、こんなに高い金額を何とか下げられないのかということを行うかもしれません。このスクールバスに関しても、もう少し安くできないのかと議員がもし言ったとしても、皆さん方が子どもの安全が第一ですから金額だけではだめなんですと、そのことを十分考慮して、このような方法をとっておりますと、皆さん方がやっぱり子どもさん、児童生徒との安全を第一に考えた取り組みを、今後とも行っていただきたいということを要望いたしまして、質問を終わります。

○副委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

ほかに質疑はないようですから、第9款、消防費から第13款、災害復旧費までの質疑を終

結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 14 : 02

再開 14 : 14

○委員長

委員会を再開いたします。

次に、歳入についての質疑に入ります。第1款、市税60ページから第22款、市債87ページまでの質疑を一括して許します。まず質疑通告一覧表に記載されております、60ページ、市税、全体で不納欠損となった理由、内訳について、吉田委員の質疑を許します。

○吉田委員

60ページの市税、平成30年度における飯塚市の一般会計の歳入は、総額で637億9400万円です。その主なものの内訳は、地方交付税で162億6600万円、25.5%、次に国庫支出金の135億8200万円の21.3%、次に今回の質問の市税142億3400万円、率にして22%を占めています。この中の不納欠損額、個人市民税1439万円、法人市民税179万8千円、固定資産税3153万3千円、軽自動車税で123万7千円、合計4961万円の内容について、伺っていきたいと思います。市税における不納欠損はどのようなものがあるのでしょうか。

○税務課長

不納欠損とは法令の定めによって債権が消滅したときに、債権額を整理するものであり、根拠法令により消滅する年数が異なります。市税については、地方税法に従い、不納欠損の処分を行うものでございまして、市税の不納欠損は3種類あります。1つ目は、5年間の時効消滅が完成した場合、2つ目は、滞納処分停止、いわゆる執行停止の措置による最長3年経過の場合、3つ目は、執行停止後の即時欠損の場合です。

○吉田委員

3つ目の執行停止処分は、どのような場合に行っておりますか。

○税務課長

滞納処分の執行停止する案件は、海外出国後再入国の見込みがない場合や法人が解散し、清算後の税額が残っている場合、全ての相続人が相続を放棄している場合、生活保護を受給している場合、今後の収入見込みがなく調査により財産がないことが確認された場合などでございます。

○吉田委員

次に、不納欠損額の内訳なんですけど、科目ごとの割合はどのようになっているのか、お答え願います。

○税務課長

平成30年度の不納欠損額の税目ごとの割合でございますが、割合が多い順に申し上げますと、固定資産税64.4%、個人市民税29.4%、法人市民税3.7%、軽自動車税2.5%となっております。

○吉田委員

主に、市税については4つということですが、税目別に不納欠損になった理由についてお答え願えますか。

○税務課長

不納欠損となった主な理由について、税目別にご説明いたします。固定資産税ですが、土地と未登記以外の家屋については、不動産登記における権利者を納税義務者として課税しております。そのため、既に閉鎖している法人が所有していた土地、家屋や相続人が相続登記をしない個人所有の土地家屋については、前の所有者のまま継続して課税しているのが現状です。

ほかの税目については、同じ案件に対し、何年も継続して不納欠損となることは少ないのですが、固定資産税については、継続して課税し続けるため毎年不納欠損となる案件がございます。

次に、個人市民税について説明させていただきます。個人市民税は、本人が直接納付する普通徴収と事業主が納付する特別徴収があります。まず、普通徴収の個人市民税ですが、生活困窮により納付できずに滞納となり、その後、生活保護を受給した案件において、執行停止した分が欠損となっております。また、特別徴収の個人市民税については、事業主が廃業し、廃業前の滞納分が不納欠損となっております。法人市民税ですが、閉鎖登記はしていないけれども、実際には解散や廃業している法人の廃業前に滞納した法人市民税が不納欠損となっております。

軽自動車税について説明いたします。軽自動車税については、生活保護受給者が生活保護自給前に所有していた軽自動車の滞納分について、執行停止後、不納欠損しております。税金の種類にかかわらず、時効消滅となる5年の間、滞納者との接触を試み、また滞納者に対する調査を重ね、財産がある場合には差押えを行っております。調査を重ねたにもかかわらず、財産を発見できない案件や差押え可能な財産がない案件については、時効消滅による不納欠損となっております。

○吉田委員

次に、滞納者に対し、どのような働きかけ、どのような請求をかけておられるのか、お答えをお願いします。

○税務課長

納期限は過ぎても納付がない場合には、納期限の20日をめどに督促状を送付いたします。それでも納付がない場合には催告書を送付しております。この段階で納付する納税義務者もいるのですが、何の連絡もなく納付しない納税義務者もいます。全ての滞納者に対し、財産調査や給与調査等を行い、財産があれば差押えを行います。この差押えを行います。滞納分を徴収する目的だけでなく、滞納者と接触する方法を得るという目的もあります。納税義務者の中には、経済的に困難な状況にありながらも納税していただいた方もいらっしゃると思います。納税者との公平性を確保するため、支払う能力があり、納付できない特別な事情がないにもかかわらず、納税しない滞納者に対し、積極的な働きかけを継続して行っております。

○吉田委員

今のご説明の中の督促状、催告書を送付しても何の連絡もない納税者に対しての対応方法はどのようになっていますか。初期対応が重要だと思いますので、最初からお願いします。

○税務課長

滞納者には3つのタイプがあります。1つ目は、長年にわたって滞納繰り返し滞納額が累積される滞納者、2つには、納期内納付ができていないため、現年分の一部が翌年度繰り越しとなる滞納者、3つ目は、現年度分の納期内納付ができていない滞納者でございます。それぞれのタイプや滞納者本人の状況により対応は異なります。先ほど申し上げました3つ目、現年度分の納期内納付ができていない滞納者に対しては、何度か送付する催告書の文言内容を変えることにより、納税を促しております。それでも連絡がなく納付がない場合には、預貯金や生命保険、給与などの財産調査を行い、差押え可能な財産があれば差押えを行っております。当年度中の差押えは滞納額を減らすことだけではなく、翌年度以降の納税意識を持ってもらうといった目的もあります。

○吉田委員

別途資料が出ていますけど、7ページに市税の差押え状況調べということで、3年間の推移が出ております。これを見ると年々、3年間ですけど、件数についても差押えの金額についても、ふえているように思いますが、その内容の理由について、お願いします。

○税務課長

差押えの件数がふえている理由について、お答えいたします。現年度分の滞納額をできるだ

け減らすことで、当然ながら、翌年度以降に繰り越す額も減ることから、滞納者にとって、何年かたってから累積した滞納額を差押えられるよりも、滞納額が少ないうちに差押えられたほうが影響は少ないと考えます。また、納税意識を持ってもらうことも必要です。以上のことから、早期からの差押えを行っておりますので、差押えの件数がふえております。

○吉田委員

先ほども申されましたが、納税者の中には経済的に困難な方もおられます。一般的に自動的にお支払いになっている方もおられます。平等性を欠くことのないように、今後も進めていただくとともに要望しています。

○委員長

次に60ページ、市民税、個人、不納欠損額、収入未済額について、不納欠損額について、奥山委員の質疑を許します。

○奥山委員

前者と同じような質問なりますが、かぶったところは割愛させていただきます。まず、歳入というのは事業というよりも各種事業を行うために重要な財源を市民の皆様から税金という名前でいただいているということで、皆さんの日々の努力によって、減ってはきているんだろうと。特に5年間にわたって、ずっと今説明がありましたように、差押えとか、いろんな行為でなっていると思います。質問に入る前に、先ほども言われましたけれども、平成30年度の会計決算の中身ですけども、637億円が一般会計になっております。これも言われましたが、そのうちの一般会計の中の2番目に多い市税、142億円。それから、私は個人のところですね、法人の市民税の法人のところは、ほぼ98%の収納で入っておりますので、個人のところについては94%でまだまだ6%の方が未納といいますか、お支払いがないということで、ここについて、ちょっとお伺いをしていきます。先ほどは滞納になったあとのお話が多かったと思いますけども、私は滞納になる前にどういうふうにしていただきたいという質問をさせていただきますのでよろしくお願いします。まず、個人の市民税の収入未済額の推移について、お尋ねいたします。

○税務課長

個人市民税の収入未済額の推移についてですが、平成26年度、3億7318万8千円。平成27年度、3億7831万円。平成28年度、3億4002万5千円。平成29年度、3億3722万円。平成30年度、3億2287万7千円であり、平成28年度以降減少しております。

○奥山委員

これは現年分ですよ。現年分で3億7千万から5年で3億2千万円ということで、かなり日々のご努力によって、未済額が減ってきたということだろうというふうに思います。こういうふうに、未済額を減らすためにどのようなことが重要なのか、必要なのか、お伺いいたします。

○税務課長

収入未済額は、調定額から収入済額と不納欠損額を差し引いた額となるため、収入済額をふやす適正な執行停止をした上で、不納欠損を行うことが肝要です。収入済額をふやすためには、納税者が税金を納期限内に納付しやすい環境を整えること。滞納者に対し早期接触を図ること。特別な事情がないにもかかわらず、滞納額が累積されるような滞納者に対する滞納処分を強化することが必要と考えます。

○奥山委員

先ほども少しふれておりましたが、個人市民税の収入未済額を減らすためには個人が普通徴収から会社などが納付する特別徴収をふやすことが有効だというふうに思います。特別徴収をふやすためにどのようなことをされておったのか、お伺いします。

○税務課長

平成29年度から福岡県内の全市町村は事業主に対して、特別徴収一斉指定を行っております。従業員やアルバイトを雇って給与休養を支払う法人や個人の事業主は原則として所得税の源泉徴収義務があり、地方税法により、同じく個人住民税の特別徴収についても義務付けられております。しかしながら、個人住民税の特別徴収を行っていない事業主もいたことから、福岡県内全市町村において一斉指定を実施したものです。特別徴収による個人市民税の納付額は、平成26年度、35億4205万9千円。平成27年度、36億2540万9千円。平成28年度、37億3234万2千円。平成29年度、40億900万9千円。平成30年度、41億5027万2千円で、年々増額傾向にあり、特に一斉指定を行った平成29年度は前年から2億7666万円増額しております。

○奥山委員

やはり、特別徴収というのは大きな威力を、26年度から比べると、6億円余りが特別徴収で納入されております。先ほども、納付しやすい環境を整えることというふうにおっしゃいましたので、昨日もお話ししましたけども、今まさにそのカード社会になりつつあります。カードで納付しやすいような工夫をしていただいて、また、今まで以上にいろんなご苦労をおかけするかもしれませんが、徴収に努めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長

次に60ページ、固定資産税、収入未済額の滞納繰越分が翌年度に徴収される割合について、吉松委員の質疑を許します。

○吉松委員

先ほどから市税については、質問が続いておりますけれども、市税の中で特に固定資産税の収入未済額が多いということで、毎年その分が滞納繰越分として調定されておりますけれども、翌年で徴収される割合は、どれほどでしょうか。

○税務課長

固定資産税の平成29年度分の翌年度滞納繰越額は7723万円となっておりますが、そのうち、約27.7%の2142万円を平成30年度に収納しております。同じく28年度分については、約22.2%、27年度分については、26.4%となっております。

○吉松委員

翌年度の収納率はいずれも3割を切っているという状況でございますけれども、税金を滞納した場合、翌年に完納しなければ、滞納額が雪だるま式にふえ続けていくというふうに考えますけれども、その状況をどのように考えておられますか。

○税務課長

質問委員が言われますとおり、当初の調定年度に完納せず、その翌年度にも完納しなかった場合には、差押え等の滞納処分を行ったとしても差押額が滞納額に満たない場合には、滞納額が累積されることとなります。そのようなことを踏まえ、納税者に納期内納付の意識を持っていただくために、現年度分滞納者の早期発見、早期接触、早期滞納処分を行っております。

○吉松委員

そうですね、翌年に収納するというところに力を入れるよりも、まずは、現年度分の収納に努めると。そして、翌年度にまた頑張るといってこの2段、3段構えの収納が必要だと思いますけれども、具体的にどのような対策をとられていますか。

○税務課長

まず納期内納付対策では、平成28年度からコンビニエンスストアでの納付ができるようになり、年々納期内納付率は上昇しております。特に、固定資産税は市外、県外に居住している納税義務者もいることから、ほかの税金に比べ、口座引き落としとコンビニ収納を含む納期内納付率が高くなっております。また、市税滞納者対策では市税の滞納者の複雑多岐にわたる金

銭的問題解消解決のため、ファイシャンプランナーが生活改善のアドバイスを行う事業を行っております。

○吉松委員

いろんな対策をとっておられますけれども、固定資産税というのは、やはり今からどんどんまた難しくなっていくといたしますか、その中で入りを踏りて出ざるをなすという入りの部分でございますので、適正な課税と公平な徴収に努めていただくようお願いいたします。

○委員長

次に65ページ、土木使用料、住宅使用料の不納欠損となった理由、内訳について、吉田委員の質疑を許します。

○吉田委員

65ページの使用料及び手数料、住宅使用料についてです。これについても不納欠損の処理について伺います。平成30年度の状況について、資料の10ページにありますが、この説明をお願いします。

○住宅政策課長

住宅使用料の不納欠損額につきまして、ご説明いたします。平成30年度決算特別委員会提出資料10ページの市営住宅使用料の調定、収入済額、不納欠損額の推移、住宅使用料の実績推移に記載しておりますが、30年度におきましては、15名の335万7700円となっております。

○吉田委員

ただいま説明いただきました不納欠損をする場合に、基準等は設けられていますか。

○住宅政策課長

基準につきましては、滞納を残したまま退去した方で、民法上の5年の消滅時効を経過した債権につきましては、本人の死亡、行方不明等で徴収が不可能な場合や、本人から時効の援用の意思表示があった場合と、飯塚市債権管理条例第8条第1項に該当する案件につきましては、債権管理委員会へ付議し、不納欠損処理を行っております。

○吉田委員

これも市税の扱いと一緒にということでございます。その中で債権管理委員会に付議しとお答え願いましたが、この債権管理委員会とはどのような時期に何回ぐらい、どのような人数で行われているのか、お願いします。

○住宅政策課長

債権管理委員会とは飯塚市の債権管理条例施行規則第6条で規定しております委員会で債権の適正な管理を行うために、主に自力執行権のない、市債権等について、飯塚市債権管理条例第8条に規定されている債権の放棄の審議を行っております。時期につきましては、12月から2月上旬に関係部署との日程調整を行い、開催しております。人数構成としましては、税務課が事務局となり、税務課及び市債権等を所管する8課の所属長を基本とし、債権放棄の審議案件を提案した課の所属長を含めた10人前後で審議を行っております。

○吉田委員

先ほど5年の消滅があるということでした。それとこの時効の効用がなければ、時効を経過しても、不納欠損としての扱いなのでしょうか、その辺はどうでしょう。

○住宅政策課長

民法第169条により消滅時効は5年としておりますが、同法の145条の規定により、時効の援用、債務者側から当該債務について時効であるとの旨の申し出がなければ債権側で時効による消滅の判断はできないこととされております。

○吉田委員

それでは、最終の不納欠損に至る前の対応について質問いたします。提出資料の同じく

10ページに住宅使用料の調定で収入済額、不納欠損額の推移表で収入済額が28年度、6億541万円、29年度、5億9224万9千円、30年度が5億7514万8千円と年々減ってきて、収入未済額が28年度、2億3490万5090円。29年度が2億3634万6690円、30年度が2億4470万2903円の未済の金額がふえてきていますが、この内容についてはどのようになっておりますでしょうか。

○住宅政策課長

正式に原因の取りまとめを行っておりません。納付相談等に来庁されたり、入電されたときに、入居者側の方から失業や収入の減少等により、支払いが困難になったと言われる方もおられますことで、そのことなどが一つの要因かと考えております。

○吉田委員

わかりました。それでは、滞納者への請求の対応方法についてどのようにされているのか、現年度分の初期対応からの流れ、繰越分の滞納者に対しての対応、2つに分けてお願いします。

○住宅政策課長

未納がある住宅契約者に対しては、各納期後に督促状を出しております。また、1カ月より3カ月分の滞納となりましたら、催告書を通知しております。4カ月以上の滞納となった場合、最終催告書を発送し、連絡がとれなかったり、納付の約束不履行等があれば、連帯保証人への通知を行うこととしており、納付の催告等を行っております。それでもなお、連絡がとれない場合、また納付の不履行等が続くような場合には、契約解除を行う旨の通知を内容証明郵便にて送付してございまして、期限までに全額納付がなければ契約解除となり、明け渡し訴訟を行います。明け渡し判決が確定し、裁判所に対し強制執行の申し立てを行い、明け渡しを進めてまいっております。ただし、強制執行を行うまでの期間に相手から和解の意思の確認ができれば和解調停成立をしております。なお、既に和解や調停により分納を行っている方は不履行が続いた場合は強制執行へと進めております。

○吉田委員

ただいま調定及び強制執行とありましたが、強制執行というのはそんなに数があるのでしょうか。どんなものでしょう。

○住宅政策課長

平成30年度は、強制執行の申し立てはゼロ件でございます。平成27年度に14件の申し立てを行っており、7件の執行、平成28年度は6件の申し立てを行い、1件の執行、29年度には12件の申し立てを行い、8件の執行をしております。

○吉田委員

強制執行はわかりました。それと、先ほど申された督促状などの催告書、これを発送して、その期間、この書面のみの請求になるわけですか。それとも何らかの形で電話ないし、訪問、そこら辺についてはいかがでしょうか。

○住宅政策課長

先ほど委員が言われましたことについては、基本は書面のみとしております。書面のみで行き届かない場につきましたら、訪問等はしておりませんが、電話等で連絡等はとっております。

○吉田委員

やはり、こういう滞納される方というのは当然ご事情があるとは思いますが、即時にやっぱり滞納金額が、先ほどの市税のときにも申しましたけど、膨らむよりは早いほうが払いやすいというところもあります。早い段階での接触というのが望まれますので、その点はお願いいたします。

○委員長

次に、65ページ、土木使用料、住宅使用料の収入未済額の推移について、吉松委員の質疑

を許します。

○吉松委員

ただいまの吉田委員の質疑、それからそれに対する答弁に重複いたしますので、私は、要望だけ述べさせていただきます。市営住宅というのは、セーフティネットの役割もあります。それから、憲法の保障する基本的人権にかかわることもありますので、一概に払えないからすぐに出ていってくださいということもできないと思います。そこで、個別に他の救済方法もあわせて考慮して、対応していただきまして、公平性を保つという原点から、飯塚市のために、頑張ってくださいと思います。

○委員長

次に、66ページ、土木使用料住宅使用料の滞納整理について、土居委員より取り下げの旨がっておりますので、次に移ります。次の77ページ、利子及び配当金、基金の運用のあり方について、深町委員の質疑を許します。

○深町委員

財産運営収入、基金運用収入及び配当金、基金の運用のあり方についてお尋ねしたいのですか、基金総額で260億円以上のお金が基金にあるというふうに見たんですけど、私がどのぐらいの量なのかと、軽トラックでは乗りきれないなというぐらいの量だと思いますけど、お金は眺めるのものではないと、触るものでもない、使うものだという大臣がおられましたけど、これは私、非常にこの言葉に感動しました。しかも、いろんなミスマッチの言葉を言われるんですけど、この言葉は私は好きで、お金はやっぱり使ってこそ価値があるというふうに思っています。そこで、厳しい財政状況が示される中、収入確保の取り組みの一つとして、基金の運用について、過去にうちの同僚議員からの質問もあると思いますけど、基金運用利子の平成30年度の運用区分ごとの決算額、これについてお知らせください。

○財政課長

平成30年度飯塚市決算に係る主要な施策の成果説明書の146ページをお願いいたします。これの右側の表が基金運用による決算額となっております、預金利子が2598万2千円。債権、本市の場合は、国債のみでございますが、運用収入が1億5128万9千円となっております。

○深町委員

平成30年度の種別運用額、運用先、委託先、それから利回り、また利率についてお知らせください。

○財政課長

こちら追加資料の15ページをお願いいたします。平成31年3月31日時点での基金の運用状況を示しております。基金ごとに運用するよりも効率的な運用ができるよう、積立基金につきましては一括運用をいたしております。左側の表が一括運用分となっておりますが、平成30年度の大口定期などの預金の運用額は139億6461万3千円で、市中金融機関に預けております。利率は積み立てをするまでの間、預けることになる普通預金の利率を除きまして、0.185%から0.257%となっております。

次に、有価証券、債権ですね、これも国債でございますが、その運用額は119億9436万2千円で、証券会社から購入してございまして、利回りは1.022%から1.512%となっております。右側の表の貸し付けを目的としている基金につきましては、個別運用してございまして、平成30年度の預金額は14億3975万2千円で、いずれも市中金融機関に預けてございまして、土地開発基金の利率は0.01%から0.15%、それ以外の2つの基金は貸し付けに対応しやすいよう普通預金としております。貸付金である債権は17億2925万7千円で、土地開発基金は土地開発公社に貸し付けてございまして、利率は0.2%から3.3%、それ以外の2つの基金につきましては、貸付対象者に無利子で貸し付けしてお

ります。

○深町委員

答弁からわかりますように運用している額が少ない債権のほうが、運用による収入額が多くなっております。これは債権による運用のほうが、収益性にすぐれているということと思いますが、自主財源確保のために、単純に言えば基金の債券運用の額をふやせばよいのではないかと考えられますが、どうでしょうか。

○財政課長

現在保有している債権、国債でございますが、利回りがよい時期に購入した者のため、預金利率よりも高くなっております。しかし、新たに国債を購入する場合に参考となる国債の入札結果を見ますと、10年ものの国債の利回りがマイナス0.265%とマイナスの利回り、20年ものの国債が0.110%、30年ものが0.14%となっておりまして、預金利率のほうが高い状況となっております。このような状況ですので、現時点では国債による運用に回すよりも、預金での運用のほうが、収益性を保つことができると考えております。

○深町委員

それでは自主財源確保をどのようにしてふやしていくか、お答えください。

○財政課長

現在の預金による運用額と債券による運用額の比率はそれぞれ、53.8%、46.2%とほぼ5対5ということになっております。現金化しやすい預金があるということは、大規模災害の発生など緊急に資金が必要となった場合でも、収益性の高い国債が残るとともに、国債の途中売却による損益発生リスクを回避でき、そして安定的な運用額の配分となっていると考えております。そのため、新たな自主財源の確保とはなりませんけれども、まずは現在保有している国債は利回りがよいものとなっておりますので、この国債の保有を継続することにより、安定した収入を確保したいと考えております。しかし、元本保証で預金と同程度の現金化するための流動性が確保され、現状の利回りや利率よりも収益性がある商品がございましたら、国債からの組み替えや運用額の配分比率等を検討しまして、自主財源の確保に努めてまいりたいと思います。

○深町委員

それは、預金債権による運用にこだわる必要はなく、安全性、重要性、収益性がある商品があれば自主財源確保のために、柔軟に対応するという答弁だと理解してよろしいでしょうか。

○財政課長

自主財源確保という点では、思いは一致していると考えております。しかし、地方自治法に基金は確実かつ効率的に運用しなければならないと規定されておりまして、また地方財政法には、銀行その他の金融機関への預金、国債証券、地方債証券、政府保証債権、その他の証券の買い入れ等の確実な方法によって運用しなければならないとも規定されておりまして、運用により基金残高を減らすようなことがあってはならないため、リスクが回避できる運用を求められているものと考えております。そのため元本保証を前提として、収益性や確実性を比較、検討の上、運用方法を選択し、自主財源の確保に努めてまいりたいと考えております。

○深町委員

最後に要望事項なんですけど、260億円という大きなお金を運用されていると、運用するのが市じゃないんですけど、これに専用職員の方がおられないと聞いたんですけど、260億円の1%の運用でも2億6千万円になるんです。だから、どなたか1人ぐらい専門的な方を入れてもらって、ちょっと運用もう少し効率を上げてもらうとか、マイナス金利で非常に難しい状況になっていると思いますけど、これだけずっと寝かしておいて、うまくやれば1%、2%になれば4億円、5億円になりますので、その辺の考え方も今後、十分検討していただけたらと思って、要望いたします。

○委員長

次に、78ページ、一般寄附金、企業版ふるさと応援寄附金の流れ、内容、今後について、深町委員の質疑を許します。

○深町委員

ふるさと版応援基金、ふるさと応援寄附金の概要について、企業版ふるさと応援基金につきましてお尋ねします。企業版ふるさとを応援基金の概要について、お聞かせください。

○総合政策課長

企業版ふるさと応援寄附金は、平成28年度税制改正において創設された制度、いわゆる企業版ふるさと納税の制度を活用して、各自治体に寄附された寄附金のことでございます。制度の概要といたしましては、自治体が地方創生のプロジェクトを立ち上げまして、そのプロジェクトに賛同した企業が自治体に寄附を行います。個人が行うふるさと納税とは異なり、返礼品などはございませんが、企業がこの制度を活用いたしますと、企業が通常行っている給付額に対する3割の税の軽減効果にさらに3割の税額控除が追加されますので、これまでの2倍の税の軽減効果があるようになっております。寄附を行う企業は、地方創生のプロジェクトを支援することで、社会貢献やイメージアップにつながることもあり、制度が普及いたしております。なお、企業の寄附額の下限額は10万円でございます。

○深町委員

本市における企業版ふるさと納税の実施状況について、お聞かせください。

○総合政策課長

本市におきましては、地方創生のプロジェクトといたしまして、飯塚国際車いすテニス大会基軸としたテニスのまちづくり事業を立ち上げまして、平成30年11月に内閣府からの認定を受けた後、賛同いただける企業の募集を開始いたしました。本市にゆかりのある首都圏や関西圏などに本社を置く企業への呼びかけや地元高校の同窓会などの機会に、支援を呼びかけるチラシの配布などを行っております。平成30年度の実績といたしましては、追加で提出いたしております資料の追加資料16ページに示しておりますが、シフトプラス株式会社、ジャパンパイル株式会社、ヒロホー株式会社、株式会社グローバル・システム・クリエイト、スギヤマプラスティック株式会社の5者から総額365万円の寄附金をいただいております。

○深町委員

今の5者の企業なんですけど、最近の企業だと思うんですけど、前からある企業、従来からある企業にも、周知してもらいたいなというふうに思います。今後はどのような取り組みを予定しているかをお聞かせください。

○総合政策課長

今年度につきましても、引き続き企業への呼びかけ等を行い、さらなる支援の推進を図っているところではございます。ホームページにおいて公表いたしておりますが、今年度につきましても、新たにアパマン株式会社様から寄附の申し出をいただいております。ご支援いただいております飯塚国際車いすテニス大会を初め、南アフリカ共和国のパラリンピック事前キャンプ受け入れなど、地元の機運が高まってきておりますので、この機を逃さず支援の呼びかけを推進してまいります。

○委員長

次に、財政調整基金繰入金、財政調整基金繰入金の予算と決算の差異の理由について、深町委員の質疑を許します。

○深町委員

基金繰入金、財政基金繰入金の予算と決算の差について、財政調整基金繰入金の過去3年間の予算額と決算額をお示しくください。

○財政課長

平成28年度は予算額11億6095万4千円に対し、決算額5億円。平成29年度は予算額13億8199万3千円に対し決算額8億1千万円。平成30年度は予算額11億9513万1千円に対し決算額5億円となっております。

○深町委員

財政調整基金繰入金の予算額と決算額に差が発生しておりますが、その理由は何でしょうか。

○財政課長

平成30年度決算において赤字決算とならないよう、財源調整をするための予算である財政調整基金繰入金の予算と決算の差は、6億9513万1千円となっております。決算書の8ページをお願いいたします。一番下の欄の一番右側でございますが、歳出において、翌年度に繰り越す額も含めた予算と決算の差額これが61億8585万8061円でございます。同じく決算書の6ページをお願いいたします。こちら、一番下の欄の一番右側でございますが、歳出に執行残が発生したことによりまして、国県支出金や市債といった特定財源の減少を含む歳入における予算との差が45億1550万1222円となっております。歳出における減少が歳入における減少を上回ったため、財政調整基金繰入金が増加しております。平成28年度、平成29年度においても同様な考え方となります。

それともう一つ、決算書の192ページをお願いいたします。財政調整基金の繰り入れがなかった場合の決算収支についてちょっと申しますと、平成30年度の歳入歳出差し引き額から翌年度繰り越すべき財源を差し引いた実質収支、こちらは13億8514万5千円の黒字というふうになっております。仮に財政調整基金を繰り入れしなくても、先ほど5億円の取り崩しがございましたが、それを差し引きますと8億8514万5千円の実質的な黒字であったということがわかります。同様に計算しますと、平成28年度は9491万3千円、平成29年度は8億637万9千円の実質的な黒字となっております。

○深町委員

あとは要望ですけども、よくわかったどうか、私もちょっと話聞きよってよくわからんところがあるんですけど、計画予算と実行予算の差があるということはよくわかるんですけど、発注のときに上限よりも少し安くなったとか、いろいろお聞きしたんですけど、制度を、計画予算と実行予算制度ですかね、この辺は計画のときにもう少し精度を上げてやってもらったらどうですかねと思いますね。これ要望しておきます。よろしく申し上げます。

○委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑はないようですから、第1款、市税から第22款、市債までの質疑を終結いたします。

総括質疑に入ります。一般会計全般についての総括質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑がないようですから、総括質疑を終結いたします。以上をもちまして、一般会計歳入歳出決算全般について、全ての質疑を終結いたします。なお、討論、採決につきましては保留して、財産に関する調書及び基金の運用状況に関する調書に対する質疑終結後に行いますのでご了承願います。また、各特別会計の審査におきましても、討論、採決は同じ運用をさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

これより特別会計の審査に入りますが、特別会計の審査につきましては会計ごとに行います。まず、「認定第2号 平成30年度飯塚市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。歳入歳出一括しての質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

次に、「認定第3号 平成30年度飯塚市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定」を議題と

いたします。歳入歳出一括しての質疑を許します。まず、質疑事項一覧表に記載されております。208ページ、不納欠損額について、収入未済額について、奥山委員の質疑を許します。

○奥山委員

決算書の208ページになります。介護保険特別会計でございます。今もありましたように、11の特別会計の中の一つということで、特別会計の中では2番目に、小型自動車競走特別会計の次に多い決算でございます。この中で、不納欠損、未納、収入未済額についてお伺いをしていきます。介護保険料の納付状況について何点か、お伺いします。まず、平成30年度の介護保険料の減免分の納付状況と同じく、滞納繰越分の納付状況についてお尋ねいたします。また、29年度と28年度についても収納率だけで結構ですので、あわせてお願いします。

○高齢介護課長

まず平成30年度の状況についてご説明いたします。収入済額につきましては還付未済額を含んだ金額を、また収納率につきましては収入済額から還付未済額を差し引いた金額の調定額に対する収納率で説明いたします。特別徴収、普通徴収、滞納繰越分の順で申し上げます。平成30年度の収入済額及び収納率につきましては、特別徴収が収入済額26億265万870円で収納率100%、普通徴収が収入済額2億4839万6845円で収納率が91.03%、滞納繰越分が収入済額1663万1517円で収納率23.76%となっております。次に、平成29年度と28年度の収納率につきましては、特別徴収が平成29年度、28年度ともに100%、普通徴収が平成29年度が89.49%、28年度が89.34%、滞納繰越分が平成29年度が25.50%、28年度が23.53%となっております。

○奥山委員

今も言われましたように、特別徴収については28年、29年、30年、100%ということでございます。それに比べて普通徴収が28年度から89%台ということでちょっと厳しくなっておりますが、30年度は28年度の89.34%に対して91.03%ということで2%ほど伸びておりますけれども、こういった要因かということでお尋ねいたします。

○高齢介護課長

滞納年度が複数年度になりますと滞納が解消しにくい状況になりやすいことから、まずは現年度の未納者を翌年度に繰り越すことを回避するため、現年度分の納付指導を強化いたしました。また、平成28年度より導入したコンビニ納付、さらに平成29年度より当初納入通知書に口座振替申込書を同封する等により自主納付を促進する方策をとりましたことも収納率の伸びの要因であると分析しております。

○奥山委員

口座振込の用紙、同封ということで上がったというふうに思います。そうした納付のしやすい方法の推進で今後も継続していただきたいと思っておりますし、少しでも滞納の解消に努めていただきたいと思っております。

それでは次に、不納欠損額とありますけれども、介護保険料ではこういった基準で不納欠損にしてあるのかお尋ねいたします。

○高齢介護課長

介護保険料は介護保険法第200条の規定により、時効の中断事由が発生してから2年を経過した場合に、その消滅時効が完成することとされています。時効の中断事由としては、督促、納付誓約、一部納付などが挙げられます。市は督促状を送付することによって時効を中断することができます。しかし、督促を行ったにもかかわらず、納付が履行されず、督促した日から2年を経過した場合、消滅時効の完成により、市は介護保険料の徴収権を失うこととなります。督促を行っても納付されないケースとして、本人が既に死亡している場合や、生活困窮により納付する資力がない場合などが挙げられます。この場合において、介護保険料の徴収権の消滅時効が完成したときに、不納欠損を行います。

○奥山委員

次に、不納欠損額の状況ですが、決算書では平成30年度の金額は1600万円となっておりますが、対象者は何人おられるかお尋ねします。平成30年度の不納欠損対象者は292名となっております。1600万円ですから、単純に割っていきますと1人当たり5万4800円ということで、これを8回の納付ですかね。8回の納付ですので、1回当たり6千円ちょっとぐらいということではぼ1年分、所得によって違うと思いますけども1年分かなというふうに思います。次に、収入未済額の状況について、現年度分の約2430万円、滞納繰越分が3730万円となっておりますが、それぞれの対象者が何人おられるのかお尋ねいたします。

○高齢介護課長

平成30年度の滞納者数につきましては、現年度分が594人、滞納繰越分が560人となっております。

○奥山委員

合わせて1154人ということですけども、そうしたら滞納の方に対してどのような対応をされておられるのかお尋ねします。

○高齢介護課長

介護保険料は介護サービスに必要な費用を賄う大切な財源であり、保険料の滞納は介護保険事業の健全な運営に支障を来す恐れがございます。滞納が生じている方に対しては、税の滞納と同様に納期限到来後20日経過しても納付が確認できない場合には、まず督促状を送付し、それでも納付がなされない場合は催告書を送付、それでも納付や納付相談がない場合には、電話による納付指導や直接自宅へ訪問し、介護保険制度における将来的な給付制限や低所得者の減免制度について説明しながら納付指導を行っております。また、介護保険料の徴収権の消滅時効が2年となっておりますことから、介護サービスを利用するようになったときに、自己負担が3割負担になるなどの給付制限の対象となり得る可能性が高い方や徴収権が消滅する期間に保険料の滞納が発生している方などから優先的に法の規定に基づいた納付指導等のプロセスを踏んで対処し、滞納の解消や将来的な給付制限が回避されるよう努めているところでございます。

○奥山委員

今2年、先ほど市税等は5年ということですけども、介護保険は2年ということで、非常に短い期間で消滅すると。消滅すると同時に、負担の割合が1割、2割負担から3割、4割の負担になってしまうと。これはかなり大きな介護保険料の大きな負担になるかと思えます。そこで、先ほどは292名の方が消滅したわけですけども、1人当たり5万4800円、3割負担になると、これはたまらんとということで、仮に3割負担になった場合に、過去の未納分、2年前になりますけども、未納分を支払うことで従前の1割とか2割の負担に戻すことができるかどうかお尋ねします。

○高齢介護課長

繰り返しになりますが、介護保険料は通常2年で徴収権が消滅し、時効成立となります。この時効が消滅した分の介護保険料につきましては不納欠損処理を行いますことから、個人負担が3割となる給付制限を解除するために今から納付したいとの申し出がありましても、給付制限期間というものは3割負担を解除するということできません。給付制限の期間は、その方の時効消滅期間等に応じて算出しておりますので、その期間が経過すれば、通常の1割また2割、今現在3割もございますが、通常の負担割合でサービスを利用していただくことができます。先ほどの答弁と重複いたしますが、そうした状況にならないように将来的な給付制限を行い、また、行いながら給付制限になることを説明しながら、また給付制限となる可能性が高い方から優先的に指導を行って、給付制限が回避されるよう努めているところでございます。

○奥山委員

今、課長も言われましたけども、しっかりこの3割、欠損にならないように、普段から訪問等しながら説明してあると思いますけども、そこを十分知った上で収納率等を上げていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長

次に、質疑通告一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

次に、「認定第4号 平成30年度飯塚市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。歳入歳出一括しての質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

次に、「認定第5号 平成30年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。歳入歳出一括しての質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

次に、「認定第6号 平成30年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。歳入歳出一括しての質疑を許します。質疑はありませんか。

○田中武委員

ちょっとご意見ということで言わせていただきます。小型自動車競走会計の特別会計についてですけども、質問事項を上げていませんでしたけど、すみません。実質収支が今度、13億9千万円ということで赤字になっているようですけども、単年度収支が7180万円ほど黒字になっているということで聞いております。大まかには、ミッドナイトレースを開催して、それで年間売り上げが上がっておるというふうに聞いておりますけども、たしか今度、多分来年になると思いますが、走路改修する予定というふうに聞いておりますけども、そうなるのと開催の頻度が低くなるんで、その辺の財政的といいますか、実質収支の関係がもし考えがあったら、お聞きしたいんですけど。

○公営競技事業所副所長

今後、各オートレース場の施行者と日程調整をしまいたします。その中で、今年度同等のレースの開催日程となるよう調整をしまいたいと考えております。

○田中武委員

ちょっと私も不安で、本場開催が少なくなってくるとミッドナイトレースも少なくなるのかなと思ったから、走路改修のときには日程がちょっと過密になってという話になるんですかね。わかりました。それと、飯塚オートは2015年4月から、日本トーターに委託されていますけども、ちょうど時期を見ると2019年度、今年度末ぐらいで委託契約が切れるという話を聞いていますが、今そういった状況で、委託の関係で中の動きがあったら教えていただきたいんですけども。

○公営競技事業所副所長

オートレース場の運営につきましては、包括的民間委託を導入しまして、収益保証等によりまして、飯塚市としましても累積赤字等解消できている状況でございます。今年度いっぱい現在の受託事業者との契約が切れますが、来年度以降も包括的民間委託、引き続き行っていきたいと考えておまして、現在内部のほうで調整をしているところでございます。

○田中武委員

飯塚オートは九州でも福岡県の飯塚しかありませんから、市の観光といいますか、魅力の一つだろうというふうに思います。また、たしか11月上旬には地元で大きなレースが開催されるというふうに聞いておりますけども、市としても、今、入り手がなかなか少ないから、PRと

か、そういうのをもしお考えがあればお聞きしたいんですけども。何かイベントをするとか、市民を呼び込むためのアピールが何か考えがあったりしますか。

○公営競技事業所副所長

イベントにつきましては、包括的民間事業者と協議しながらさまざまな取り組みを考えております。また、その中で現在、CS放送で場外発売等しておりますが、その中で他場のレースの開催中に、飯塚オートをPRしていただくようなCM告知等も行っていただいておりますし、今後も集客できるようさまざまな取り組みを検討し、実施していきたいと考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

次に、「認定第7号 平成30年度飯塚市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。歳入歳出一括しての質疑を許します。まず、質疑事項一覧表に記載されております245ページ、事業内容について、繰入金、公債費の過去からの推移について、事業の今後について、深町委員の質疑を許します。

○深町委員

245ページの農業集落排水事業特別会計についてお尋ねします。事業内容について、繰入金、公債費の過去からの推移、事業の今後についてをお尋ねします。

○農林振興課長

まず農業集落排水の設置と目的ということでご答弁させていただきます。農業集落排水施設につきましては、生活環境の改善と農業用水の水質保全を図ることで、高度な農業生産活動を確立し、あわせて下流の公共水域の水質保全に寄与することを目的として、旧筑穂地区の内野に設置されております。し尿及び生活雑排水の汚水を集中処理する施設でございます。処理施設の敷地につきましては1850平方メートル、管路延長が4724メートル、中継ポンプが13カ所、処理能力は1日当たり211立方メートルで、対象人口780人として設置をされております。

○深町委員

本事業は、本市において1件だけだと聞いておりますが、それでは、この施設建設にかかった事業費についてお尋ねします。

○農林振興課長

総事業費といたしましては8億259万円となっております、その内訳といたしましては、国庫補助金が3億8329万5千円、県費補助金が7132万5千円、旧筑穂町負担分が3億3146万8千円、受益者負担分が1650万2千円となります。国庫補助金につきましては、旧筑穂町時代に平成9年度団体営農業集落排水事業の採択を受け、当該施設の建設に活用いたしております。

○深町委員

次に、施設の供用開始日についてお尋ねします。

○農林振興課長

施設の供用開始についてですけども、平成13年1月1日に一部供用を開始いたしまして、平成14年4月1日には全供用開始となっております。

○深町委員

次に、農業集落排水施設の利用者が負担される料金についてお尋ねします。料金の算定はどのようになっているんでしょうか。

○農林振興課長

使用料金につきましては、一般家庭では、基本料金の1千円に人数割で1人につき1千円と

消費税を加算する算定となっております。また事業所につきましては、基本料金の1千円に水道使用量、1立方メートル当たり110円と消費税を加算する算定となっております。

○深町委員

対象となる戸数についてお願いします。

○農林振興課長

対象戸数につきましては、当初事業計画では、一般家庭155戸、事業所18戸の合計168戸となっております。

○深町委員

それでは次に、年間の使用料、収入の推移についてお尋ねします。

○農林振興課長

直近3カ年の推移で申し上げますと、平成28年度が487万9030円、平成29年度が482万2770円、平成30年度が472万4220円となっております。

○深町委員

一般会計繰入金の推移についてお尋ねします。

○農林振興課長

これにつきましても、直近3カ年の推移で申し上げますと、平成28年度が1870万円、平成29年度が1660万円、平成30年度が1980万円となっております。

○深町委員

一般会計繰り入れ先の充当先についてお尋ねします。

○農林振興課長

繰り入れ先につきましては、市債償還元金、市債償還利子及び施設管理費への充当となっております。

○深町委員

元金償還額の推移について、直近3カ年の推移というところをお願いしたいんですけど。

○農林振興課長

元金償還額の推移ということですが、これにつきましては、直近3カ年の推移で申し上げますと、平成28年度においては、元金が1014万4278円、利子が286万4738円、平成29年度においては、元金が1033万6906円、利子は267万2110円、平成30年度では、元金が1053万3201円、利子が247万5815円となっており、元金と利子の合計は3カ年ともに1300万9016円となっております。

○深町委員

起債総額についてお尋ねします。

○農林振興課長

起債元金の総額につきましては、2億9370万円となり、元利総額としましては3億8662万4千円となっております。

○深町委員

それでは、未償還元金についてお尋ねします。

○農林振興課長

平成30年度末の未償還元金につきましては、1億2329万2千円となっております。借入先としましては、財政融資資金とそのほか地方公共団体金融機構となっております。それぞれの借入先の未償還元金につきましては、財政融資資金が1億1003万5千円、地方公共団体金融機構分は1325万7千円となっております。

○深町委員

事業の今後についてお尋ねします。

○農林振興課長

今後のあり方につきましては、当該施設が供用開始から19年が経過しておりまして、今後、ポンプ設備等機械類の大規模改修などの維持管理にかかる経費が増大していくことが見込まれております。そのため、当該施設のような排水処理施設につきましては、国の国土強靱化基本計画により、令和2年度までに供用開始から20年が経過する施設については、機能診断の実施及び最適整備構想の策定を行うように位置づけられていることから、今年度、本市では国からの補助を受けまして、施設の老朽化状況等を把握し、今後の維持管理費の節減、計画的な施設の補修、改修等のために機能診断調査を行うこととしております。その結果を踏まえまして、適切な管理の実施により施設の長寿命化を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○深町委員

このような事業については、20年かかると思いますが、農業集落排水施設機能診断調査及び最適整備構想策定事業ということですかね。20年経過して国の強靱化計画に基づいていますが、今後あとまだ1億2300万円ほど残っているということをお聞きしております。今後のこのやり方、取り組み方をちょっとお願いします。

○農林振興課長

先ほどちょっと申しましたように、今年度、国からの補助を受けまして、20年が経過する施設でございますので、機能診断の実施、最適整備構想を策定しまして、その結果を踏まえまして、今後、適切な管理、実施によりまして、施設の長寿命化を図りながら管理運営を行っていきたいと考えておるところでございます。

○深町委員

最後に要望ですが、適切な計画を練って、負担金の少ないような計画を練って実行してください。よろしくをお願いします。

○委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑がないようで、質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 15 : 35

再開 15 : 45

委員会を再開いたします。

次に、「認定第8号 平成30年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。歳入歳出一括しての質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

次に、「認定第9号 平成30年度飯塚市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。歳入歳出一括しての議題、質疑を許します。まず、質疑事項一覧表に記載されております256ページ、駐車場使用料の減収について、奥山委員の質疑を許します。

○奥山委員

決算書256ページの駐車場使用料の減収について伺います。駐車場使用料につきましては、当初予算額が3065万円、補正予算で364万8千円を減額し、決算ではごらんのように2631万9千円となっております。減収になった原因をどのようにお考えなのかお伺いします。

○住宅政策課長

駐車場周辺の低料金の民間駐車場がふえていることや、井筒屋の移転等もあり、商店街の利用者も少なくなっていることも要因の一つと考えております。各駐車場の利用者が減っているものもございまして、そのことにより、各駐車場の利用者が減っております。また、本町駐車

場横にありました児島病院の移転に伴い、本町駐車場の主な収入であった児島病院の関係者の定期利用者が減になったことが、主な減収の原因となっております。

○奥山委員

主な収入がなくなった本町駐車場もそうですが、今後の駐車場運営についてどのように考えてあるかお聞かせください。

○住宅政策課長

現在の指定管理者期間は令和2年度末となっております。以後の駐車場の運営につきましては、関係課及び関係機関とこれから検討し、運営の適正化を図ってまいりたいと思っております。

○奥山委員

それでは次に、定期利用者の人数を教えてください。

○住宅政策課長

飯塚市立体駐車場は、平成30年度末時点で38台でございます。本町駐車場は平成30年度当初38台でございましたが、平成30年度末時点では1台の契約となっております。定期料金にいたしまして、1カ月の定期利用料は7200円、3カ月は2万470円となっております。

○奥山委員

今、ご答弁の本町駐車場で38台だった定期利用者の方が1台ということ。37台が減っておりますけれども、先ほど冒頭にも言われましたように児島病院が移転したということでしたが、いつ移転をされたかお伺いします。

○住宅政策課長

移転されましたのは、平成30年5月に移転をされております。

○奥山委員

次に、各駐車場における直近1カ月の利用台数をお聞かせください。

○住宅政策課長

令和元年8月の利用状況を申し上げますと、立体駐車場8836台、本町駐車場262台、東町駐車場1737台でございます。

○奥山委員

最後になりますけれども、成果表をちょっと見させていただきましたら、平成30年度、立体駐車場は314台置けますが、11万4779台。1台当たりになると174円。それから、本町駐車場は84台置けますけれども1万2982台。1台当たり91円。それから東町駐車場は21台。非常に狭いですが、平成30年度は2万2562台。1台当たり224円ということで、東町がかなり狭い割には多く利用いただいていると。本町も商店街に面していますから、利用が多いのかなと思うと、そうではない。それから先ほど8月ですかね。1カ月の言われましたけれども、これを割り算していきますと、本町駐車場は1日あたり8台。それから立体駐車場は290台。東町駐車場は57台ということで、かなり本町駐車場は立地的にはまあいいのかなと思いつつも減っておりますし、冒頭にも述べられましたように、今後この3つの駐車場をどういうふうに運用されていくのか、また土地活用も考えてしっかり取り組んでいただければと思いますので、よろしくお願ひします。

○委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

次に、「認定第10号 平成30年度飯塚市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。歳入歳出一括しての質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

次に、「認定第11号 平成30年度飯塚市汚水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。歳入歳出一括しての質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

次に、「認定第12号 平成30年度飯塚市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。歳入歳出一括しての質疑を許します。まず、質疑事項一覧表に記載されております269ページ、コンビニ収納代行手数料について、奥山委員の質疑を許します。

○奥山委員

決算書269ページ、学校給食事業特別会計でございます。何度かコンビニの件はお話しておりますけれども、この学校給食についてコンビニ収納代行手数料の算定の金額に対して、何件に対してこの金額なのかお示してください。

○学校給食課長

給食費をコンビニで納める際に発生する手数料の算定につきましては、件数によるものでございます。平成30年度のコンビニ収納代行手数料は、1件当たり消費税別で56円。2245件に対するものでございます。

○奥山委員

それでは、コンビニ収納件数の年度ごとの推移についてお尋ねいたします。

○学校給食課長

給食費のコンビニ収納は平成28年度から開始しております。コンビニ収納件数及び全体に対する割合は、平成28年度が1498件、1.4%。平成29年度が1974件、1.8%。平成30年度が2245件、2.1%でございます。

○奥山委員

年々、1400件、1900件、2200件ということで、コンビニの収納がどんどん増えており、便利になったのかなというふうに思います。次に、コンビニで納める場合は納付書で納めるというふうに思いますが、納付書の発行件数に対するコンビニ収納件数の割合をお願いします。

○学校給食課長

年度ごとに相違はございますが、全体の約9割が口座振替。残り約1割が納付書によりお支払いいただいております。その納付書払いの対象者のうち、コンビニにおいて納めていただいている割合は、平成28年度が19.3%、平成29年度が25.2%、平成30年度が29.6%でございます。

○奥山委員

これも年々件数がふえると同時に、ふえているということで、最後になりますけれども、クレジットカード、ちょっと話をしておりますが、やはりクレジットカード、ポイントが今も特に、私もそうでしょうけれども、ポイント付与でカードを使う方が多くなってきていると思います。この、学校給食においても、カードを利用いただければというふうに思いますが、それについて最後、よろしく願いいたします。

○学校給食課長

質問委員のご指摘のとおり、クレジットカード支払いによる利用者のメリットといたしましては、クレジットカードを利用する際に、利用者にポイントが付与されるため、それが給食費納入のインセンティブになると考えられております。一方で、クレジットカードの利用には手数料が発生することから、手数料を利用者または市のどちらかが負担しなければならず、利用者に負担をお願いするとポイントが発生したとしても、手数料の負担のほうがより大きいこと

も考えられます。手数料を市が負担した場合、ポイント付与のメリットから、現在の口座振替の方も、クレジットカードでの支払に切りかえる場合も考えられますが、平成30年度の給食費の納付率が98.84%で、クレジットカードによる納付の導入による収納率の向上が限定的であることから、システム開発にかかる費用対効果を考慮いたしますと、クレジットカードによる納付方法の導入は、給食費単体だけでなく、全庁的な徴収事務とあわせて検討していくものと考えております。

○委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

次に、「財産に関する調書」及び「基金の運用状況に関する調書」に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑がないようですから、「財産に関する調書」及び「基金の運用状況に関する調書」に対する質疑を終結いたします。これより討論、採決に入りますが、討論、採決は、会計ごとに行います。

最初に、「認定第1号 平成30年度飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

私は「認定第1号 平成30年度飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定」について、反対の立場から討論を行います。詳しくは本会議で述べますので、幾つかの点について簡単に述べておきます。

平成30年度予算は第1に、住民の暮らしを応援するという視点、第2に、無駄遣いをチェックする視点、第3に、市政運営の不透明感を究明する視点、この3つの視点とともに、防災危機管理監の誤った発言を繰り返させするなど、住民の生命、身体、財産を守る防災の観点が市政の中核部から、不適切でなかったかについて指摘すべきところがあります。平成30年度は安倍政権のもとで格差社会が拡大し、市民の暮らしが著しく脅かされる中、本市は、住民犠牲の上に市財政の黒字が続き、財政調整基金及び減債基金が過去最高水準に膨れ上がる中で、国の悪政及び自然災害から住民を守るために、国の悪政に言いなりになるこれまでの流れを断ち切り、適切な財政出動することが求められていたのであります。片峯市長は、平成30年度予算とともに、市政方針で7つのポイントを打ち出しました。その方向が全面的に、住民の福祉の増進の方向に向かっていたか、また市政のかじ取りが一部ではなく、全体の奉仕者としての立場で、市政運営に当たったかが、この決算の審査によって問われるわけであります。住民の暮らしを応援する視点という点から言えば、西日本豪雨水害対策を契機とした自治公民館補助制度、ようやく立ち上がった国の補助制度を受けて足を踏み出した学校エアコン設置、お出かけ支援ワゴンなど住宅リフォーム助成増額、これらは住民の声を受けて、一歩前進したものであります。その一方で、高過ぎるごみ袋代、国民健康保険税、介護保険料、保育料、児童クラブ保育料、学校給食費など住民負担の軽減対策は見られないのであります。防災対策はハード、ソフトの両面での遅れ、保育所入所待機児ゼロに必要な公立保育所の新設、子ども医療費無料化、穂波子ども支援センターづくり、コミバス、公共交通の抜本的拡充、学校空調を設置の決断のおくれなども問われるところでもあります。第2の無駄遣いをチェックする視点という点では、新庁舎や市役所駐車場関連、新体育館関連、筑豊ハイツ再整備関連、卸売市場関連、構想も定かでないのに、行政の当然のルールも無視し、住民の声もまともに聞かず、無駄遣いにつながる自体が強引に進められたのであります。第3、透明性のある市政という観点から、音楽大学設立の調査、指名業者の格付制度の変更、行政システム九州株式会社のみ再委託、

筑豊ハイツ再整備構想の変化、部落解放同盟と全日本同和会に対する補助金行財政改革の前倒しという何より一般ごみ収集業務に関する公的、責任の放棄、麻生グループの療育プロジェクト、株式会社に対し、当初契約に反し、市有土地使用を無料とするなどが挙げられます。一部ではなく、全体の奉仕者のスタンスは貫かれず、このことは現在、地元も地元同意もないのに、約束に違反して、地元住民にも議会にも隠れて、先月8月23日、関の山の鉱業権と土地売買の仮契約を麻生セメント関連会社である関の山鉱山株式会社と仮契約を締結した姿にもつながっているのです。こうした中で、今年度決算には第2次総合計画の重要なつまり地方自治の本旨が住民の福祉の増進、「人が輝き、まちが飛躍する、住みたいまち、住みつづけたいまち」を引き続きメインに打ち出し、新たに地方自治の本旨が住民の福祉の増進を基本に総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、今後10年間のまちづくりの方向性を示すものという積極面は、過去最高の財政調整基金及び減債基金など財源があったにもかかわらず、住民の福祉の増進を抜本的に進めなかった片峯市長の市政運営が随所にあられています。39億円に及ぶ不用額についても検討する必要があります。日本共産党は、片峯市長の市政運営に対し是々非々の態度で臨んでいます。住民の福祉の増進を正面に据え、住民といった面ともに歩む姿勢を貫くことによって、本市は、安心して住み続けられる福祉のまちづくりという大きく前進できるのであります。従って今回、一般会計決算を認めることはできません。以上で私の討論を終わります。

○川上委員

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第1号 平成30年度飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定」について、認定することに賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第2号 平成30年度飯塚市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

「認定第2号 平成30年度飯塚市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定」について、反対の立場から討論を行います。国が全国知事会が求める均等割の廃止及び地方に対する必要な財源措置をとらず、本市も法定外繰り入れを拒否し続けています。決算認定に反対する理由の第1は、世帯平均2万円の引き下げを行ったのは、住民の声を反映したのですが、それでも暮らしを脅かす高過ぎる国民健康保険税、引き下げ及び繰り入れを行わず、高い国民健康保険税を市民に押しつけてきていることであります。第2に、それによって正規保険証を交付せず、滞納によって、正規保険証を交付せず、資格証明書や短期保険証を渡して、医療を受ける機会を抑制したことであります。よって、認めることができません。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第2号 平成30年度飯塚市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定」について、認定することに賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第3号 平成30年度飯塚市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

「認定第3号 平成30年度飯塚市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定」について、反対の立場から討論を行います。高過ぎる介護保険料に加えて、自己負担の増大によって、高齢者が苦しんでおり、この決算を認めることはできません。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第3号 平成30年度飯塚市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定」について、認定することに賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第4号 平成30年度飯塚市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論ありませんか。

○川上委員

「認定第4号 平成30年度飯塚市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定」に反対します。高過ぎる保険料を押しつけて、滞納になると高齢者から正規保険証を取り上げて短期保険証を押しつけるというやり方は到底認めがたいものです。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第4号 平成30年度飯塚市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定」について、認定することに賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第5号 平成30年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論ありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第5号 平成30年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定」について、認定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第6号 平成30年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

「認定第6号 平成30年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算の認定」に反対です。そもそも事業の運営を一括して民間委託する手法は公営ギャンブルにはなじまないのであります。採択事務のチェックが適切でないなどの出来事が起こった経過もあります。討論を終わります。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第6号 平成30年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算の認定」について、認定することに賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第7号 平成30年度飯塚市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定」

についての討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第7号 平成30年度飯塚市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定」については、認定に認定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

「認定第8号 平成30年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第8号 平成30年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定」について、認定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第9号 平成30年度飯塚市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定」について討論を許します。討論ありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第9号 平成30年度飯塚市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定」について、認定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第10号 平成30年度飯塚市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論ありませんか。

○川上委員

「認定第10号 平成30年度飯塚市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定」に反対であります。三菱マテリアルの鯉田工業団地造成は、過去、市民に多大な負担を押しつけて強引に進められ、今後については、将来生じる地盤の不具合に関する損害賠償を最終鉱業権者である三菱マテリアルに求めないとした土地売買契約を結んで、市民に大きな不利益がかかりかねません。この鯉田工業団地造成にかかわる内容があるため、この決算は認めることできません。討論を終わります。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第10号 平成30年度飯塚市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定」について、認定することに賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第11号 平成30年度飯塚市汚水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定」について討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第11号 平成30年度飯塚市汚水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定」について、認定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第12号 平成30年度飯塚市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第12号 平成30年度飯塚市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定」について、認定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

正副委員長を代表いたしまして一言お礼を申し上げます。昨年度に続き、9月定例議会中に決算審査を実施いたしましたが、限られた時間の中で、非常に中身の濃い充実した審査内容であったと思います。また、委員の皆様のご協力によりまして、2日間で審査を終えることができました。本当にありがとうございました。執行部の皆様におかれましても、通常勤務繁忙の中、短い時間で資料作成から答弁準備まで対応していただき本当にご苦労さまでございました。さて、委員会審査の中で各委員から適切な指摘なり要望があってございましたが、執行部におかれましては、この意を汲んでいただき、来年度の当初予算や今後の市政等への反映について十分に検討、協議していただき、市民福祉の向上のためまた市政発展のために、より一層ご尽力いただきますようお願いいたします。本当にありがとうございました。

これもちまして、平成30年度決算特別委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。